

声 明

科学者の行動規範
—改訂版—



平成25年（2013年）1月25日

日 本 学 術 会 議

この声明は、日本学術会議改革検証委員会学術と社会及び政府との関係改革検証分科会で審議を行い、日本学術会議改革検証委員会が取りまとめ、幹事会で決定したものである。

日本学術会議改革検証委員会

委員長	大西 隆	(第三部会員)	東京大学大学院工学系研究科教授
副委員長	小林 良彰	(第一部会員)	慶應義塾大学法学部客員教授
幹事	春日 文子	(第二部会員)	国立医薬品食品衛生研究所安全情報部長
幹事	武市 正人	(第三部会員)	独立行政法人大学評価・学位授与機構研究開発部長・教授
	大沢 真理	(第一部会員)	東京大学社会科学研究所教授
	後藤 弘子	(第一部会員)	千葉大学大学院専門法務研究科教授
	佐藤 学	(第一部会員)	学習院大学文学部教授
	丸井 浩	(第一部会員)	東京大学大学院人文社会系研究科教授
	生源寺 眞一	(第二部会員)	名古屋大学大学院生命農学研究科教授
	須田 年生	(第二部会員)	慶應義塾大学医学部教授
	長野 哲雄	(第二部会員)	東京大学大学院薬学系研究科教授
	山本 正幸	(第二部会員)	公益財団法人かずさDNA研究所所長
	荒川 泰彦	(第三部会員)	東京大学生産技術研究所教授
	家 泰弘	(第三部会員)	東京大学物性研究所所長・教授
	巽 和行	(第三部会員)	名古屋大学物質科学国際研究センター長・教授
	土井美和子	(第三部会員)	株式会社東芝研究開発センター首席技監

日本学術会議改革検証委員会学術と社会及び政府との関係改革検証分科会

委員長	小林 良彰	(第一部会員)	慶應義塾大学法学部客員教授
副委員長	山本 正幸	(第二部会員)	公益財団法人かずさDNA研究所所長
幹事	笠木 伸英	(連携会員)	独立行政法人科学技術振興機構研究開発戦略センター上席フェロー、東京大学名誉教授
幹事	西川 伸一	(連携会員)	明治大学政治経済学部教授
	佐藤 学	(第一部会員)	学習院大学文学部教授
	上田 一郎	(第二部会員)	北海道大学理事・副学長
	家 泰弘	(第三部会員)	東京大学物性研究所所長・教授
	大西 隆	(第三部会員)	東京大学大学院工学系研究科教授

本件及び参考資料の作成に当たっては、以下の方々に御協力をいただいた。

吉川 弘之	(栄誉会員)	独立行政法人科学技術振興機構研究開発戦略センターセンター長
福嶋 義光	(連携会員)	信州大学副学長・医学部長
佐藤 靖		独立行政法人科学技術振興機構研究開発戦略センター フェロー

本件の作成に当たっては、以下の職員が事務を担当した。

事務	渡邊 清	企画課長
	植草 泰彦	企画課総括課長補佐
	山田 公義	企画課総括係長
	田原 知世	企画課専門職(総括係)

要 旨

1 作成の背景

日本学術会議においては、科学者が、社会の信頼と負託を得て、主体的かつ自律的に科学研究を進め、科学の健全な発達を促すため、平成 18 年（2006 年）10 月 3 日に、すべての学術分野に共通する基本的な規範である声明「科学者の行動規範について」を決定、公表した。同声明については、大学等の研究機関に周知し、各機関はこれを受け、自律的に対応を行ってきたところである。

その後、データのねつ造や論文盗用といった研究活動における不正行為の事案が発生したことや、東日本大震災を契機として科学者の責任の問題がクローズアップされたこと、いわゆるデュアルユース問題について議論が行われたことから、今般、同声明の改訂を行うこととした。

2 改訂の内容

以下の点について改訂を行った。改訂の詳細については、参考資料『科学者の行動規範』新旧対照表」を参照されたい。

- (1) 上記の背景を踏まえ、前文及び本文中に、社会的期待に応える研究、科学研究の利用の両義性、公正な研究、社会の中の科学、法令の遵守に関する記述を加筆した。
- (2) その上で、構成を「Ⅰ. 科学者の責務」、「Ⅱ. 公正な研究」、「Ⅲ. 社会の中の科学」、「Ⅳ. 法令の遵守など」に整理し、記述の整理と文言の加筆修正を行った。

平成 18 年（2006 年）10 月 3 日制定

平成 25 年（2013 年）1 月 25 日改訂

科学者の行動規範

日本学術会議

科学は、合理と実証を旨として営々と築かれる知識の体系であり、人類が共有するかけがえのない資産でもある。また、科学研究は、人類が未踏の領域に果敢に挑戦して新たな知識を生み出す行為といえる。

一方、科学と科学研究は社会と共に、そして社会のためにある。したがって、科学の自由と科学者の主体的な判断に基づく研究活動は、社会からの信頼と負託を前提として、初めて社会的認知を得る。ここでいう「科学者」とは、所属する機関に関わらず、人文・社会科学から自然科学までを包含するすべての学術分野において、新たな知識を生み出す活動、あるいは科学的な知識の利活用に従事する研究者、専門職業者を意味する。

このような知的活動を担う科学者は、学問の自由の下に、特定の権威や組織の利害から独立して自らの専門的な判断により真理を探究するという権利を享受すると共に、専門家として社会の負託に応える重大な責務を有する。特に、科学活動とその成果が広大で深遠な影響を人類に与える現代において、社会は科学者が常に倫理的な判断と行動を為すことを求めている。また、政策や世論の形成過程で科学が果たすべき役割に対する社会的要請も存在する。

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故は、科学者が真に社会からの信頼と負託に応えてきたかについて反省を迫ると共に、被災地域の復興と日本の再生に向けて科学者が総力をあげて取り組むべき課題を提示した。さらに、科学がその健全な発達・発展によって、より豊かな人間社会の実現に寄与するためには、科学者が社会に対する説明責任を果たし、科学と社会、そして政策立案・決定者との健全な関係の構築と維持に自覚的に参画すると同時に、その行動を自ら厳正に律するための倫理規範を確立する必要がある。科学者の倫理は、社会が科学への理解を示し、対話を求めるための基本的枠組みでもある。

これらの基本的認識の下に、日本学術会議は、科学者個人の自律性に依拠する、すべての学術分野に共通する必要最小限の行動規範を以下のとおり示す。これらの行動規範の遵守は、科学的知識の質を保証するため、そして科学者個人及び科学者コミュニティが社会から信頼と尊敬を得るために不可欠である。

I. 科学者の責務

(科学者の基本的責任)

- 1 科学者は、自らが生み出す専門知識や技術の質を担保する責任を有し、さらに自らの専門知識、技術、経験を活かして、人類の健康と福祉、社会の安全と安寧、そして地球環境の持続性に貢献するという

責任を有する。

(科学者の姿勢)

- 2 科学者は、常に正直、誠実に判断、行動し、自らの専門知識・能力・技芸の維持向上に努め、科学研究によって生み出される知の正確さや正当性を科学的に示す最善の努力を払う。

(社会の中の科学者)

- 3 科学者は、科学の自律性が社会からの信頼と負託の上に成り立つことを自覚し、科学・技術と社会・自然環境の関係を広い視野から理解し、適切に行動する。

(社会的期待に応える研究)

- 4 科学者は、社会が抱く真理の解明や様々な課題の達成へ向けた期待に応える責務を有する。研究環境の整備や研究の実施に供される研究資金の使用にあたっては、そうした広く社会的な期待が存在することを常に自覚する。

(説明と公開)

- 5 科学者は、自らが携わる研究の意義と役割を公開して積極的に説明し、その研究が人間、社会、環境に及ぼし得る影響や起こし得る変化を評価し、その結果を中立性・客観性をもって公表すると共に、社会との建設的な対話を築くように努める。

(科学研究の利用の両義性)

- 6 科学者は、自らの研究の成果が、科学者自身の意図に反して、破壊的行為に悪用される可能性もあることを認識し、研究の実施、成果の公表にあたっては、社会に許容される適切な手段と方法を選択する。

II. 公正な研究

(研究活動)

- 7 科学者は、自らの研究の立案・計画・申請・実施・報告などの過程において、本規範の趣旨に沿って誠実に行動する。科学者は研究成果を論文などで公表することで、各自が果たした役割に応じて功績の認知を得るとともに責任を負わなければならない。研究・調査データの記録保存や厳正な取扱いを徹底し、ねつ造、改ざん、盗用などの不正行為を為さず、また加担しない。

(研究環境の整備及び教育啓発の徹底)

- 8 科学者は、責任ある研究の実施と不正行為の防止を可能にする公正な環境の確立・維持も自らの重要な責務であることを自覚し、科学者コミュニティ及び自らの所属組織の研究環境の質的向上、ならびに不正行為抑止の教育啓発に継続的に取り組む。また、これを達成するために社会の理解と協力が得られるよう努める。

(研究対象などへの配慮)

- 9 科学者は、研究への協力者の人格、人権を尊重し、福利に配慮する。動物などに対しては、真摯な態度でこれを扱う。

(他者との関係)

- 1 0 科学者は、他者の成果を適切に批判すると同時に、自らの研究に対する批判には謙虚に耳を傾け、誠実な態度で意見を交える。他者の知的成果などの業績を正当に評価し、名誉や知的財産権を尊重する。また、科学者コミュニティ、特に自らの専門領域における科学者相互の評価に積極的に参加する。

Ⅲ. 社会の中の科学

(社会との対話)

- 1 1 科学者は、社会と科学者コミュニティとのより良い相互理解のために、市民との対話と交流に積極的に参加する。また、社会の様々な課題の解決と福祉の実現を図るために、政策立案・決定者に対して政策形成に有効な科学的助言の提供に努める。その際、科学者の合意に基づく助言を目指し、意見の相違が存在するときはこれを解り易く説明する。

(科学的助言)

- 1 2 科学者は、公共の福祉に資することを目的として研究活動を行い、客観的で科学的な根拠に基づく公正な助言を行う。その際、科学者の発言が世論及び政策形成に対して与える影響の重大さと責任を自覚し、権威を濫用しない。また、科学的助言の質の確保に最大限努め、同時に科学的知見に係る不確実性及び見解の多様性について明確に説明する。

(政策立案・決定者に対する科学的助言)

- 1 3 科学者は、政策立案・決定者に対して科学的助言を行う際には、科学的知見が政策形成の過程において十分に尊重されるべきものであるが、政策決定の唯一の判断根拠ではないことを認識する。科学者コミュニティの助言とは異なる政策決定が為された場合、必要に応じて政策立案・決定者に社会への説明を要請する。

Ⅳ. 法令の遵守など

(法令の遵守)

- 1 4 科学者は、研究の実施、研究費の使用等にあたっては、法令や関係規則を遵守する。

(差別の排除)

- 1 5 科学者は、研究・教育・学会活動において、人種、ジェンダー、地位、思想・信条、宗教などによって個人を差別せず、科学的方法に基づき公平に対応して、個人の自由と人格を尊重する。

(利益相反)

- 1 6 科学者は、自らの研究、審査、評価、判断、科学的助言などにおいて、個人と組織、あるいは異なる組織間の利益の衝突に十分に注意を払い、公共性に配慮しつつ適切に対応する。

(以上)

<参考資料>

「科学者の行動規範」新旧対照表

改訂後(平成 25 年(2013 年)1 月 25 日)	改訂前(平成 18 年(2006 年)10 月3日)
平成 18 年 (2006 年) 10 月 3 日制定 平成 25 年 (2013 年) 1 月 25 日改訂 科学者の行動規範 日本学術会議 科学は、合理と実証を旨として営々と築かれる知識の体系であり、人類が共有するかけがえのない資産でもある。また、科学研究は、人類が未踏の領域に果敢に挑戦して新たな知識を生み出す行為といえる。 一方、科学と科学研究は社会と共に、そして社会のためにある。したがって、科学の自由と科学者の主体的な判断に基づく研究活動は、社会からの信頼と負託を前提として、初めて社会的認知を得る。ここでいう「科学者」とは、所属する機関に関わらず、人文・社会科学から自然科学までを包含するすべての学術分野において、新たな知識を生み出す活動、あるいは科学的な知識の利活用に従事する研究者、専門職業者を意味する。 このような知的活動を担う科学者は、学問の自由の下に、<u>特定の権威や組織の利害から独立して</u>自らの専門的な判断により真理を探究するという権利を享受すると共に、専門家として社会の負託に応える重大な責務を有する。特に、科学活動とその成果が広大で深遠な影響を人類に与える現代において、社会は科学者が常に倫理的な判断と行動を為すことを求めている。<u>また、政策や世論</u>	平成 18 年 (2006 年) 10 月 3 日制定 科学者の行動規範 日本学術会議 科学は、合理と実証を旨として営々と築かれる知識の体系であり、人類が共有するかけがえのない資産でもある。また、科学研究は、人類が未踏の領域に果敢に挑戦して新たな知識を生み出す行為といえる。 一方、科学と科学研究は社会と共に、そして社会のためにある。したがって、科学の自由と科学者の主体的な判断に基づく研究活動は、社会からの信頼と負託を前提として、初めて社会的認知を得る。ここでいう「科学者」とは、所属する機関に関わらず、人文・社会科学から自然科学までを包含するすべての学術分野において、新たな知識を生み出す活動、あるいは科学的な知識の利活用に従事する研究者、専門職業者を意味する。 このような知的活動を担う科学者は、学問の自由の下に、自らの専門的な判断により真理を探究するという権利を享受するとともに、専門家として社会の負託に応える重大な責務を有する。特に、科学活動とその成果が広大で深遠な影響を人類に与える現代において、社会は科学者が常に倫理的な判断と行動を成すことを求めている。したがって、科学がその健全な発達・発展によって、

<u>の形成過程で科学が果たすべき役割に対する社会的要請も存在する。</u> <u>平成23年3月11日に発生した東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故は、科学者が真に社会からの信頼と負託に応えてきたかについて反省を迫ると共に、被災地域の復興と日本の再生に向けて科学者が総力をあげて取り組むべき課題を提示した。さらに、科学がその健全な発達・発展によって、より豊かな人間社会の実現に寄与するためには、科学者が社会に対する説明責任を果たし、科学と社会、そして政策立案・決定者との健全な関係の構築と維持に自覚的に参画すると同時に、その行動を自ら厳正に律するための倫理規範を確立する必要がある。科学者の倫理は、社会が科学への理解を示し、対話を求めるための基本的枠組みでもある。</u> これらの基本的認識の下に、日本学術会議は、科学者個人の自律性に依拠する、すべての学術分野に共通する必要最小限の行動規範を以下のとおり示す。これらの行動規範の遵守は、科学的知識の質を保証するため、そして科学者個人及び科学者コミュニティが社会から信頼と尊敬を得るために不可欠である。 <u>I. 科学者の責務</u> (科学者の基本的責任) 1 科学者は、自らが生み出す専門知識や技術の質を担保する責任を有し、さらに自らの専門知識、技術、経験を活かして、人類の健康と福祉、社会の安全と安寧、そして地球環境の持続性に貢献するという責任を有する。 (科学者の姿勢) 2 科学者は、常に正直、誠実に判断、行動し、自らの専門知識・能力・技芸	より豊かな人間社会の実現に寄与するためには、科学者が社会に対する説明責任を果たし、科学と社会の健全な関係の構築と維持に自覚的に参画すると同時に、その行動を自ら厳正に律するための倫理規範を確立する必要がある。科学者の倫理は、社会が科学への理解を示し、対話を求めるための基本的枠組みでもある。 これらの基本的認識の下に、日本学術会議は、科学者個人の自律性に依拠する、すべての学術分野に共通する必要最小限の行動規範を以下のとおり策定した。これらの行動規範の遵守は、科学的知識の質を保証するため、そして科学者個人及び科学者コミュニティが社会から信頼と尊敬を得るために不可欠である。 (科学者の責任) 1 科学者は、自らが生み出す専門知識や技術の質を担保する責任を有し、さらに自らの専門知識、技術、経験を活かして、人類の健康と福祉、社会の安全と安寧、そして地球環境の持続性に貢献するという責任を有する。 (科学者の行動)
---	--

<u>の維持向上に努め、科学研究によって生み出される知の正確さや正当性を科学的に示す最善の努力を払う。</u> (社会の中の科学者) 3 <u>科学者は、科学の自律性が社会からの信頼と負託の上に成り立つことを自覚し、科学・技術と社会・自然環境の関係を広い視野から理解し、適切に行動する。</u> (社会的期待に応える研究) 4 <u>科学者は、社会が抱く真理の解明や様々な課題の達成へ向けた期待に応える責務を有する。研究環境の整備や研究の実施に供される研究資金の使用にあたっては、そうした広く社会的な期待が存在することを常に自覚する。</u> (説明と公開) 5 科学者は、自らが携わる研究の意義と役割を公開して積極的に説明し、その研究が人間、社会、環境に及ぼし得る影響や起こし得る変化を評価し、その結果を中立性・客観性をもって公表すると共に、社会との建設的な対話を築くように努める。 (科学研究の利用の両義性) 6 <u>科学者は、自らの研究の成果が、科学者自身の意図に反して、破壊的行為に悪用される可能性もあることを認識し、研究の実施、成果の公表にあたっては、社会に許容される適切な手段と方法を選択する。</u> II. 公正な研究	2 科学者は、科学の自律性が社会からの信頼と負託の上に成り立つことを自覚し、常に正直、誠実に判断し、行動する。また、科学研究によって生み出される知の正確さや正当性を、科学的に示す最善の努力をすると共に、科学者コミュニティ、特に自らの専門領域における科学者相互の評価に積極的に参加する。 (自己の研鑽) 3 科学者は自らの専門知識・能力・技芸の維持向上に努めると共に、科学技術と社会・自然環境の関係を広い視野から理解し、常に最善の判断と姿勢を示すように弛まず努力する。 (説明と公開) 4 科学者は、自らが携わる研究の意義と役割を公開して積極的に説明し、その研究が人間、社会、環境に及ぼし得る影響や起こし得る変化を評価し、その結果を中立性・客観性をもって公表すると共に、社会との建設的な対話を築くように努める。
---	---

(研究活動) 7 科学者は、自らの研究の立案・計画・申請・実施・報告などの過程において、本規範の趣旨に沿って誠実に行動する。<u>科学者は研究成果を論文などで公表することで、各自が果たした役割に応じて功績の認知を得るとともに責任を負わなければならない。</u>研究・調査データの記録保存や厳正な取扱いを徹底し、ねつ造、改ざん、盗用などの不正行為を為さず、また加担しない。 (研究環境の整備及び教育啓発の徹底) 8 科学者は、責任ある研究の実施と不正行為の防止を可能にする公正な環境の確立・維持も自らの重要な責務であることを自覚し、科学者コミュニティ及び自らの所属組織の研究環境の質的向上、<u>ならびに不正行為抑止の教育啓発に継続的に取り組む。</u>また、これを達成するために社会の理解と協力が得られるよう努める。 (研究対象などへの配慮) 9 科学者は、研究への協力者の人格、人権を尊重し、福利に配慮する。動物などに対しては、真摯な態度でこれを扱う。 (他者との関係) 10 科学者は、他者の成果を適切に批判すると同時に、自らの研究に対する批判には謙虚に耳を傾け、誠実な態度で意見を交える。他者の知的成果などの業績を正当に評価し、名誉や知的財産権を尊重する。<u>また、科学者コミュニティ、特に自らの専門領域における科学者相互の評価に積極的に参加する。</u> Ⅲ. 社会の中の科学	(研究活動) 5 科学者は、自らの研究の立案・計画・申請・実施・報告などの過程において、本規範の趣旨に沿って誠実に行動する。研究・調査データの記録保存や厳正な取扱いを徹底し、ねつ造、改ざん、盗用などの不正行為を為さず、また加担しない。 (研究環境の整備) 6 科学者は、責任ある研究の実施と不正行為の防止を可能にする公正な環境の確立・維持も自らの重要な責務であることを自覚し、科学者コミュニティ及び自らの所属組織の研究環境の質的向上に積極的に取り組む。また、これを達成するために社会の理解と協力が得られるよう努める。 (法令の遵守) 7 科学者は、研究の実施、研究費の使用等にあたっては、法令や関係規則を遵守する。 (研究対象などへの配慮) 8 科学者は、研究への協力者の人格、人権を尊重し、福利に配慮する。動物などに対しては、真摯な態度でこれを扱う。 (他者との関係) 9 科学者は、他者の成果を適切に批判すると同時に、自らの研究に対する批判には謙虚に耳を傾け、誠実な態度で意見を交える。他者の知的成果などの
--	---

<u>(社会との対話)</u> 1 1 科学者は、社会と科学者コミュニティとのより良い相互理解のために、 市民との対話と交流に積極的に参加する。また、社会の様々な課題の解決と 福祉の実現を図るために、政策立案・決定者に対して政策形成に有効な科学 的助言の提供に努める。その際、科学者の合意に基づく助言を目指し、意見 の相違が存在するときはこれを解り易く説明する。 <u>(科学的助言)</u> 1 2 科学者は、公共の福祉に資することを目的として研究活動を行い、客観 的で科学的な根拠に基づく公正な助言を行う。その際、科学者の発言が世論 及び政策形成に対して与える影響の重大さと責任を自覚し、権威を濫用しな い。また、科学的助言の質の確保に最大限努め、同時に科学的知見に係る不 確実性及び見解の多様性について明確に説明する。 <u>(政策立案・決定者に対する科学的助言)</u> 1 3 科学者は、政策立案・決定者に対して科学的助言を行う際には、科学的 知見が政策形成の過程において十分に尊重されるべきものであるが、政策決 定の唯一の判断根拠ではないことを認識する。科学者コミュニティの助言と は異なる政策決定が為された場合、必要に応じて政策立案・決定者に社会へ の説明を要請する。 <u>IV. 法令の遵守など</u> <u>(法令の遵守)</u> 1 4 科学者は、研究の実施、研究費の使用等にあたっては、法令や関係規則 を遵守する。	業績を正当に評価し、名誉や知的財産権を尊重する。
--	---------------------------------

(差別の排除) 1 5 科学者は、研究・教育・学会活動において、人種、<u>ジェンダー</u>、地位、<u>思想・信条</u>、宗教などによって個人を差別せず、科学的方法に基づき公平に対応して、個人の自由と人格を尊重する。 (利益相反) 1 6 科学者は、自らの研究、審査、評価、判断、<u>科学的助言</u>などにおいて、個人と組織、あるいは異なる組織間の利益の衝突に十分に注意を払い、公共性に配慮しつつ適切に対応する。 (以上)	(差別の排除) 1 0 科学者は、研究・教育・学会活動において、人種、性、地位、思想・宗教などによって個人を差別せず、科学的方法に基づき公平に対応して、個人の自由と人格を尊重する。 (利益相反) 1 1 科学者は、自らの研究、審査、評価、判断などにおいて、個人と組織、あるいは異なる組織間の利益の衝突に十分に注意を払い、公共性に配慮しつつ適切に対応する。 (以上)
---	---

声明 科学者の行動規範 一改定版一
＜抜粋＞（下線部は改訂による加筆修正部分）

平成18 年（2006 年）10 月3 日制定

平成25 年（2013 年）1 月25 日改訂

科学者の行動規範

日本学術会議

（略）

このような知的活動を担う科学者は、学問の自由の下に、特定の権威や組織の利害から独立して自らの専門的な判断により真理を探究するという権利を享受すると共に、専門家として社会の負託に応える重大な責務を有する。

（略）

I. 科学者の責務

（科学者の基本的責任）

1 科学者は、自らが生み出す専門知識や技術の質を担保する責任を有し、さらに自らの専門知識、技術、経験を活かして、人類の健康と福祉、社会の安全と安寧、そして地球環境の持続性に貢献するという責任を有する。

（略）

（社会の中の科学者）

3 科学者は、科学の自律性が社会からの信頼と負託の上に成り立つことを自覚し、科学・技術と社会・自然環境の関係を広い視野から理解し、適切に行動する。

（社会的期待に応える研究）

4 科学者は、社会が抱く真理の解明や様々な課題の達成へ向けた期待に応える責務を有する。研究環境の整備や研究の実施に供される研究資金の使用にあたっては、そうした広く社会的な期待が存在することを常に自覚する。

（説明と公開）

5 科学者は、自らが携わる研究の意義と役割を公開して積極的に説明し、その研究が人間、社会、環境に及ぼし得る影響や起こし得る変化を評価し、その結果を中立性・客観性をもって公表すると共に、社会との建設的な対話を築くように努める。

（科学研究の利用の両義性）

6 科学者は、自らの研究の成果が、科学者自身の意図に反して、破壊的行為に悪用される可能性もあることを認識し、研究の実施、成果の公表にあたっては、社会に許容される適切な手段と方法を選択する。

（略）

1949年 日本学術会議声明

1-1

昭和24年1月22日

日本学術会議第1回総会

日本学術会議の発足にあつて科学者としての決意表明（声明）

われわれは、ここに人文科学及び自然科学のあらゆる分野にわたる全国の科学者のうちから選ばれた会員をもつて組織する日本学術会議の成立を公表することができるのをよろこぶ。そしてこの機会に、われわれは、これまでわが国の科学者がとりきつた態度について強く反省し、今後は、科学が文化国家ないし平和国家の基礎であるという確信の下に、わが国の平和的復興と人類の福祉増進のために貢献せんことを誓うものである。そもそも本会議は、わが国の科学者の内外に対する代表機関として、科学の向上発達を図り、行政、産業及び国民生活に科学を反映浸透させることを目的とするものであつて、学問の全面にわたりそのにやう責務は、まことに重大である。されば、われわれは、日本国憲法の保障する思想と良心の自由、学問の自由及び言論の自由を確保するとともに、科学者の総意の下に、人類の平和のためあまねく世界の学界と提携して学術の進歩に寄与するよう万全の努力を傾注すべきことを期する。

ここに本会議の発足に当つてわれわれの決意を表明する次第である。

科学の国際協力についての日本学術会議の見解（声明）

科学の国際間における協力は、科学の進歩に大きな関係があるばかりでなく、ひいては社会全体に重大な影響を及ぼすので、日本学術会議は、科学の国際協力一般について、その見解を明らかにする。

近年における交通・通信の急速な発達、地球をきわめて狭いものとし、文化の国際化の傾向はますます大きくなっている。科学の研究も決してその例外ではない。しかしそれ以上に科学の研究の本質がその国際化を必要としている。研究成果の国際的な交換や交流の有効さはますます著しくなってきた。国際会議が頻繁に開かれるようになったのも、その一例である。また研究の規模が大きくなつて、国際協力の体制がとられている例も、地球物理学や原子核等の面に沢山ある。

科学の著しい進歩のために、それが国家や全世界の将来を左右するような影響をもつてきたことを考えると、科学の国際協力の問題は、単に研究の進歩という観点からだけではなく、それが社会の他の分野に与える影響も考えて、広い視野から、検討しなければならない。

1. 科学の国際協力は平和への貢献を目的とすべきこと。

科学に関する国際協力は、平和目的にかぎるべきことは明白である。しかしながらこの原則は、単に軍事研究を排除するという消極的目的にとどまらず、もつと積極的な意義をもつことを指摘したい。

科学の異常な発展のために、現在相対立する国家ブロック間の政治紛争が、人類全体の滅亡の危険を生む可能性がある。われわれはこれを十分に知り、科学者としての責任を感じている。一方科学には古くから“科学に国境なし”といわれるほどの国際協力の伝統があり、科学には国際間の政治的な差異を越えた普遍性がある。

従つて、科学者には、国際協力を通じて、全世界に平和をもたらすための重要な貢献をする機会があり、それを行う義務がある。

2. 科学の国際協力は全世界的であること。

世界各国の科学研究には、それぞれ特色があり、そのいずれとも協力することが得策である。各国の科学協力を進めるための全世界的国際組織としては、UNESCO, ICSU, CIPSH, CIOMS, WHO, WMO, IAEA.その他があり、わが国も従来この種の機関を通じて、科学上の国際協力を行

なつてきた。従つて、国際協力を強化する際には、やはりこれらの機関を強化するのが常道である。

特定の一国と科学協力を進める場合においても、これらの全世界的協力関係の線に沿ひ、他の国との協力の妨げとならぬように十分留意するとともに、更に進んでその他の国々とも協力を進めるよう努力すべきである。

3. 科学の国際協力に際しては自主性を重んずべきこと。

科学の共同研究において、個人の創意が何よりも重んじられるのと同じように、国際協力においても、その国の科学の伝統と自主性が尊重されなければならない。わが国の科学が自分自身の体系をもつた自主的な発展に努力を怠るならば、国際協力で十分な寄与が果せないばかりでなく、国際協力はかえつてわが国の科学の発展の障害になりかねないことを、十分に注意しなければならない。また、科学はそれが外部から加えられるいかなる干渉からも自由である時、もつともよく人類に奉仕できるということを考えるべきである。

4. 科学の国際協力は科学者の間で対等に行なわるべきこと。

科学の進歩は国によつて程度の差があり、また特異性がある。しかしその国際協力は、各国が自主性をもつて対等の立場において行なわれるのが原則である。ICSUなどにおけるような純学問上の協力においては、科学者のみの間において対等に話し合いが進められている。

国際協力を対等の立場で行なうためには、その経費も、他の国のみにこれを仰ぐような態度をとるべきではない。

5. 科学の国際協力の成果は公開されるべきこと。

科学の国際協力にてたつては、その成果は公開されなければならない。これは軍事的な秘密研究を排除するという意義があるばかりでなく、自由な討論によつて協力を助長するという積極的な面をもつている。

第170回日本学術会議総会議事録（抜粋）

平成27年10月1日～3日

於・日本学術会議講堂

平成27年10月1日（第一日目）

（略）

○兵藤友博会員 第一部の兵藤です。会長の報告で、12ページの「3. 科学研究の健全性、科学者の倫理」2番目の防衛省云々という箇所ですが、ここでは「これまで日本学術会議が議論を集約してこなかった問題への対応が求められた」と、過去形で記載されています。幹事会なり等の会議体で議論をされたのであれば、コメントいただければありがたいです。

○大西会長 実はこの点については、まだ幹事会でもきちんとした議論ができていません。いくつかのメディアからのインタビューがあったので、私の中で問題意識があるというものです。

正確な日時は忘れましたが、今年の6月頃、アメリカの国防総省が、DARPA（アメリカ国防高等研究計画局）の予算の枠を使って、災害対応ロボットの世界コンテストを行いました。これに日本からも参加しました。それに関して学術会議としてはどう考えるかというインタビューの申込みがありました。

御存じの方もいると思いますが、災害対応のロボットの開発コンテストをやることについては、去年ぐらいから動きがありました。今年は日本からも4チームが参加しましたが、日本の場合には国内の世論も配慮して、直接アメリカの国防総省からのお金で参加したり、あるいは参加に至る研究を国防総省のお金を使ってやるのではなくて、日本政府がNEDO（国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構）を通じて資金提供して、そこに応募して、日本のお金で研究なり渡航ができるという体制を組んだのです。それで4チームが参加しました。

これについては、私としては、日本とアメリカとでは事情が違いますが、災害救助は自衛隊の本来の活動ではなく、自衛隊法第83条で本来の活動に支障がない範囲で災害救助活動を行うことが規定されていて行っているものです。軍隊が災害のときに救援・救助活動を行うことについては比較的支持があり、合意されていることではないかと考えているので、災害救助活動がスムーズに行われるために科学者が協力することは、あり得ることではないかという観点からコメントをしました。

ただ、ここに書いてある防衛省の競争的資金というものは、基礎的研究の段階ではありますが、自衛隊の本来活動にかかわる研究を求めているので、先程申し上げた災害救助とは位置づけが違います。

先程申し上げましたが、学術会議としては、こうした問題について、1950年や1967年に

声明を出していますが、それ以降まとまった形では整理をしていないのです。したがって、学術会議としてもこうした問題について議論する必要があるのではないかということが、ここでいう問題意識です。

「求められた」という記載は、中途半端で誤解を与えましたが、メディアから、学術会議としてどう考えているのかという意見を求められたという意味です。これについては、私が会長としての個人的な見解として、今申し上げたような趣旨で述べまして、朝日新聞と読売新聞でしたが、いくつかのメディアで取り上げられたということです。

したがって、それ以上の学術会議としてどう考えるかということについての議論は、まだ取りかかれていないのが現状です。

○兵藤友博会員 私だけではなくて、他の先生方もこの問題に御関心を持っていらっしゃると思います。特に「安全保障技術推進制度」、この呼び方もなかなか微妙な表現だと私は思っていますが、いわゆる核戦略や軍事技術のようなものははっきりしているのですが、今日の通常兵器における精度を向上させたり、機能をもう少し向上されたりするときに民生用の技術がどういう役割を果たすのか。先程、学術会議が1950年代や60年代に声明を出したという話がありましたが、その時代の技術の趨勢と、21世紀の時代の研究や開発というものは変わってきています。そのことをしっかり踏まえながら、デュアルユースのようなことが問題になってくるとは思いますが、どうやってこの点を議論するか、なかなか難しい問題を抱えていると思うのです。

何か分科会をつくってやられるのか。これは社会的問題ですから、学術会議としてしっかり対応していくことが必要ではないかと思います。

○大西会長 どうもありがとうございました。「安全保障技術研究推進制度」とは、防衛省が使っている今回の競争的資金の名前です。ですから、その名称をここに書いたのですが、今、兵藤先生がおっしゃったように、かなり重要な問題で、この制度そのものも今回は確か3億円という規模ですが、これから予算枠が拡大していくこともあり得るのです。

日本、アメリカのように国防総省の研究開発予算が全体の科学研究大きなウェイトを占めるところまで行くとは思えませんが、しかしもう少し増えていくことは考えられます。そこで、学術会議としてどう考えるのか、これはかなり重要な点だと思います。

そろそろ昼の時間になりますので、もうお一人ぐらい、この問題について御発言があったらお願いしたいと思います。

○山川充夫会員 第一部の山川です。先程の兵藤先生の御質問にもう一つ付け加えるとすれば、この防衛省の研究助成については、研究成果が例えば特定秘密保護に指定されてしまうと、研究そのものが公表されないことになります。そうすると、我々にとって科学研究とは何かという根幹にかかわってきますので、様々な形の支援措置はあるのだと思いま

すが、必ず研究成果を公表するということをぜひ強く要望していただきたいと思います。

○大西会長 ありがとうございます。今の点も非常に重要な論点だと思います。ちなみに、防衛省の安全保障技術研究推進制度ですが、募集要綱の中に成果の公開が明記されています。それから、知的財産については、原則として委託者、委託者とは研究者ですが、委託者に帰属することも明記されています。

それでは、また午後こうした自由討議があると思います。そこでこのテーマをもう一回取り上げますので、それまでに、皆さん、お考えいただければと思います。

羽場先生、どうぞ。午前中の最後のご発言ということでお願いします。

○羽場久美子会員 第一部の羽場です。こういう場なので、また、こういう御時世なので、言っておいた方が良くないと思ひまして、予定時刻を過ぎておりますが、発言させていただきます。

先程会長がおっしゃられました、1950年及び1967年に出した、戦争を目的とする科学の研究は行わないという声明については、現時点でも確認する声明を出した方が良くないのではないかと私は思います。

防災と自衛は、戦争を目的とすることには当たらないと思いますので、その点は科学者として明確にした方が良くないのではないかという意見です。

以上です。

○大西会長 ありがとうございます。冒頭の活動報告の中で少し触れましたが、私は会長として、50年、67年の声明は生きています。50年、67年の声明は割と簡潔に書かれており、先程、兵藤先生もおっしゃいましたが、現在状況が変わっているので、どう対応させるのか、そこは様々な議論が残っていると思います。

ちなみに、最新の学術会議の見解については、2013年の1月につくったものですが、「科学者の行動規範」の改訂版です。行動規範の中に「科学研究の利用の両義性」という小見出しを設け、いわゆるデュアルユースについて書いています。具体的な文章については後程御覧いただきたいと思います。なかなか解釈の難しい文章になっています。「大量破壊兵器」という言葉を使って、自分の研究が大量破壊兵器につながるということに無自覚であっては行けないと書いてあります。うがって読んだら、自分たちがつくっては行けないが、大量破壊兵器が良いか悪いについては直接は書いていないのです。自分の研究がそういうものに結びつくということに無自覚では済まされないと言っています。

つまり、民生的な研究をやっている者が、軍事的にも転用できることに無自覚では行けないと行動規範の中で書いているのですが、それが一番新しい見解で、恐らく今3人の方が御発言になったことは、それよりももう少しきちんとした対応が求められているのではないかという認識からの御発言だと思いますので、午後の自由討議のときに、このテーマ

で御発言があれば求めたいと思います。

(略)

[昼 休 憩]

(略)

[自由討議]

○大西会長 それでは、これで以上の御講演は終了いたしまして、これから、15時から諸会議が予定されていると思いますので15時までの間、日本学術会議における活動の全般について、午前中の議論を継続させることも大事だと思いますので、自由議論の時間としたいと思います。

何度も繰り返しますが、この時間が実質的には一番長くまとまった時間になりますので、様々な角度から御発言をいただければと思います。

午前中、兵藤先生からデュアルユースに関する問題について御発言があつて、意見交換が行われたところです。特に新しい動きとしては、防衛省が競争的資金の制度をつくって、その結果がつい先日発表されたところですが、科学技術と防衛問題、あるいは安全保障問題、これをどう考えていくのか、従来から学術会議はこれについて発言をしてきましたが、大分古い時代のものであつて、その議論をあまり明示的な形では更新してこなかったということもあります。これから学術会議の見解が問われる機会が増えることが予想されますが、この問題を継続する形で意見交換ができればと思います。それ以外の問題についても御発言があつたら、お願いします。そのように整理しながら進めたいと思いますが、いかがでしょうか。御発言がありましたらお願いします。

○杉田敦会員 第一部の杉田です。第一部の杉田です。午前中の会長の御説明の中で、戦争と自衛とをカテゴリーとして分けて論じられていましたが、このあたりにつきましては色々と複雑な問題があります。1928年のパリ不戦条約以降は、国際紛争を解決する手段として行われる武力行使が戦争であり、これは違法ということになりました。こういう国際法学上の用語法を前提として、実はそれ以後に起こった戦闘行為のほとんどは、概念としての戦争にはあてはまらないとされています。戦争だと認めてしまえば、違法となるので、戦争ではなく自衛権の行使などと言っているわけです。最近の安保法制に関する議論の中でも、政府側は「われわれは戦争など意図していないから、戦争法案というのはレッテル貼りだ」といった議論をしていますが、これも、そのような文脈の中での議論です。しかし、一般の人びとが戦争に反対だという時の戦争の概念はもっと広いものです。近年行われた一連のもの、例えば湾岸戦争やアフガニスタン戦争も、アメリカ政府は戦争とはしていませんが、日本の一般の人びとは、もちろんそれは戦争だと思っており、そうしたものに参加したくないわけです。したがって、自衛権の行使という名の下に行われた行為につ

いても、一概に戦争というカテゴリーから排除すべきではないということとは、一つ論点として出てくることがありますので、まずはこのような問題を議論するときに、そのあたりの問題から、かなり詰めて議論していく必要があるのかなと感じたところです。

○大西会長 先程も申し上げましたが、正確なカテゴリー名は少し違っているかもしれませんが、50年、67年、学術会議が「声明」で表明したことは、戦争を目的とする科学の研究はこれを行わないということだったと思います。それについて、戦争が何かということです。日本国憲法も、杉田先生がおっしゃったように国際紛争を解決する手段として戦争は行わないと9条にあります。そのことの意味、内容も現代に即して再整理する必要、議論する必要があるということかと思います。

他にこれに関連して御発言があったらお願いします。

○山極壽一会員 第二部の山極です。私、大学の学長をしております。今、防衛省の競争的資金に関しては、マスコミ等から、大学として、例えばこの問題に関して規制を含める規則をつくっているのかという質問を受けております。現実には、もう16の大学がこれに応募しているという現実があります。

私が心配しているのは、日本学術会議がこの問題を討議して、声明なり規範なりというものを出したところで、どのような効果があるのかということです。もちろん一定の効果はあると思いますが、この学術会議が内閣府に属していて、防衛省にも文科省にも属していないことの利点をどのように生かせるのか。実際、先日の人社系の問題に関しては、文科省に対してかなり大きなインパクトのある声明を出せたと思います。ただし、2013年に出した「科学者の行動規範」といったものが、個人の研究者の自主的な選択に影響するものであるのか、国の政策に一定の歯止めがかけられるものであるのか、そのあたりの見識を共有してから、声明等の議論に入らないと、単にマスコミを煽るだけの話になってしまいかねない。

ですから、日本学術会議のあり方ですね、今後のあり方も含めて、政策提言をする際に、どういった構えで当たらなくてはならないのか、日本学術会議がどういう形でこれから日本の学術の将来に寄与できるものであるのかということを、しっかり踏まえた上で取りかからないと、何かいたずらに議論をかき回すだけになってしまいかねないと私は危惧しているのです。

例えば、学長としての立場、大西会長も大学の学長ですから同じ問題を抱えていらっしゃると思うのですが、今、学長の権限は非常に強化されて、ガバナンスに関しては非常に強い権限を与えられております。学長の判断が、その大学の研究者たちの外部資金獲得に大きな影響を持っております。そういうことに絡んで、学術会議が、もちろん大学には国立大学、公立大学、私立大学、多々ありますが、研究者としてのモラルだけではなく、何かその政府、公的な外部資金と研究者をつなぐ何らかのきちんとした規則なり見識なりと

いうものにかかわる立場であるということを強く訴える仕組みが、現時点で非常に必要ではないかと考えています。ぜひ、生かしていただければと思います。

○大西会長 ありがとうございます。ここで学術会議としてどうするかを決めるわけではありませんので、様々な御意見を出していただいて、幹事会でも、実は前から議論の下地のような意見交換をしてきましたので、総会での御意見を踏まえて、取り組む方向についても更に幹事会でも検討したいと思っています。

どなたか御発言があったらお願いいたします。どうぞ、お願いします。

(略)

○大西会長

山極先生からも御提起がありまして、学術会議がやるべきこと、あるいは効果的にやれること、そういう観点も踏まえて検討する必要があるということで、幹事会等の場でも議論したいと思います。

恐らく、私の予想ですが、今回の安全保障技術研究推進制度、先程申し上げたように全額で3億円程度ですが、これはそう大きなインパクトはまだ与えていませんが、これが増えていくと、研究者にとって次第に無視できない存在になる。そのときに、こういう制度がどうあると、科学の観点から良い制度だと言えるかどうかです。いずれにしても、今の段階で議論していくことが、こうした制度が動いていくときに、学術会議の影響力も行使できるという意味でも重要だと思います。

○羽場久美子会員 特に自然科学の先生方は非常に大きな予算が必要であるということは現実としてあると思います。条文の、戦争を目的とする科学の研究は行わないという問題と重ねて考えるとすれば、防衛省からの補助金としてではなくて、他の省庁から出していただくなど、法律の枠組みに抵触しない形で出していただくという御配慮を、各省庁の側をお願いすることはできないものでしょうか。

○大西会長 この制度は、法律に抵触したら成り立たないと思います。少なくとも制度をつくった方々は、法律に抵触しないということで、この制度をつくったと思います。私はあまり客観的には言えないのですが、総合科学技術・イノベーション会議が今年6月に出した総合戦略2015の中で、こういうテーマの競争的資金が必要だということが並んでいるのですが、その中の一つに、これほど具体的には書いてありませんが、防衛省が初めて入っているのです。だから、それを受けて防衛省が考えたということです。だから、あくまでこのクレジットは防衛省ですが、総合科学技術・イノベーション会議でも、防衛省がこうした科学研究をやるということが位置付けられたということで出てきているので、そ

の意味ではこれが法律違反だということではありません。そういう主張はもちろんできますが、そうでないという議論も当然あるのだと思います。

○羽場久美子会員 更に一言だけ申し上げますと、例えば防衛省ではなくて、外務省や他の省庁からという形に限定する方向はできないのかということです。それは、繰り返しになりますが、その戦争を目的とするものにはかかわらないという条文との関連で、個人または学会がどうかかわるかについてです。

○大西会長 ありがとうございます。それ自体が一つの論点だと思いますが、動きとしては、そういう状況の中で、敢えて防衛省がこうした新しい競争的資金の枠をつくろうとしているという現実があると理解できると思います。

それでは、議論をいただきましたので、この問題はこれくらいにして、それらを踏まえて、今後、学会としても考えていきたいと思っています。

(略)

○小松利光会員 第三部の小松です。また最初的话题に戻るのですが、2点申し上げたいと思います。

一つは、防衛省からの競争的資金についてですが、お金の出所ももちろん大事だと思うのですが、論点になるのはその研究内容そのものです。私はインフラ整備のことをやっているのですが、例えば防衛大学校の中にもそういう分野があるわけですね。そうすると、極端なことを言うと、防衛大学校の中にそういう分野があることは、もう、その研究対象そのものが明確なバウンダリーがないと、どこまでが軍事研究で、どこまでが公共のための、人々のための学問なのかという境界がないということで、今回のお金の出所だけではなくて、学問分野、研究の対象、その辺まできちっとメスを入れないと、なかなか明確な回答が出てこないのではないのかという気がします。それが一点。

それから、もう一点は、この問題もそうなのですが、以前、学会が何らかの提言なり見解を出していて、社会が変化して、どうも少し違ってきて、それに対して学会が修正しますと新たに出すことは、なかなか出しにくいとは思うのです。以前と見解がどうも違って来たというときの学会のスタンスですね。それを非常にスピーディーにやるのか、それとも何となくほっかむりをして、問題が大きくなって、やおら腰を上げるのか。その辺の我々の姿勢みたいなところも、きちっと考えておく必要があるのではないのかという気がします。

○大西会長 ありがとうございます。研究内容の点と、それから、学会自身が以前の見解、様々なカテゴリーで出しますが、それと現在の考え方をどう関連付けるのか。

後者については、提言等を出す場合には、必ず似たようなテーマについて過去に出したものを引用する、踏まえるという規定になっています。だから、踏まえるということは、同じではない場合には、過去はこうだったけれど今回はこう考えると、その理由はこうだということを述べるということが期待されているのだらうと、私は理解しています。だから、それがない限りは過去のものが続いているということになるのだらうと思います。

ちなみに、少し古い話で、さっき申し上げた1967年の戦争目的では科学研究しないというものは、その直前に何か別な件で学術会議が出した見解又は取った行動を反省する文章が前段に置かれており、全体で20行弱ぐらいの短い声明ですが、その前段のところにはそういうことがあって、だからその20行ぐらいの中で、それ以前の直近の学術会議の行動について反省が、色々と社会的に問題になったのかもしれませんが、それを踏まえて先程のような結論が後段に書いてあるということです。誤って、改まるものをきちんとやるということは、当然のことではないかと思います。だから、もし、その過去のものが誤っていると判断されれば、それについては率直に認めて、そうでない見解を出すということは、きちんとやるべきことかと思います。

いかがでしょうか。まだもう少し時間もありますので、他の点でも結構ですので、どうぞお願いします。

○小森田秋夫会員 第一部の小森田です。明日の第一部活動報告のコマがありますので、そこで触れるつもりだったので、今まで発言しなかったのですが、色々と話が発展してきましたので、明日お話しする予定だったことを簡単に申します。

実は、第一部では夏季部会で、ごく短時間でしたが、大西会長もいらっしゃる場で、いわゆる軍事研究についての初歩的な議論を行いました。今後どのように考えていくかについては、明日もできれば引き続き議論したいと思っています。

恐らく、私の思いつく限りでは5つぐらいのレベルがあって、それぞれ吟味していく必要がありますということだと思います。

戦争、あるいは軍事という場合、まず先程から出ていますように「研究目的としての軍事、戦争」というレベルで、これについては学術会議は一応そういう言葉を使ってこれまで否定してきていますが、「戦争目的」とは何かということについては、先程杉田先生もおっしゃったように、そう簡単に明快だと言えるかどうかという問題はあるだらうということが1番目です。

2番目は、「研究成果が戦争あるいは軍事に利用される可能性がある」という問題、いわゆるデュアルユースの問題で、これまで学術会議としても議論してきたところだと思います。

それから3つ目は、「研究対象としての戦争」という問題があって、人文・社会科学の少なからぬ人は、直接間接に戦争を研究しています。ですから、これ自体を否定する人は多分いないと思うのですが、ではここはそう問題はないかということ、第一部の議論の中で

出てきたのは、戦争あるいは軍事的組織を研究対象とする場合に、その組織そのもの、日本でいえば自衛隊ですが、直接アプローチする、つまり研究対象とするという問題があり得なくはない。そのときにどういう配慮が必要なのかという形で、問題がないものではないということが3つ目です。

それから4番目は、今、小松先生のおっしゃった点にも関連すると思いますが、「研究のパートナー」として、自衛隊を軍と言うかは別として、軍事的な組織の構成員あるいは関係者をパートナーとしてどう考えるかという問題。あるいは、大学にそういう機関の所属の人を受け入れるということが以前から問題になっていましたが、そういう「人」の問題ですね。

一番最後が、これも既に出ましたが、「資金源としての軍事的組織」ということです。

以上、研究対象としての、というところは比較的範囲としては少ないかもしれませんが、それを含めれば5つぐらいの色々な側面があって、それぞれについて包括的にものを言うかどうかは別として、頭の中には一応置いておかなければいけない問題ではないかと思っています。

これは第一部としても重要な問題だと思いますので、何らかの形で考えていかなければいけないと思っていますが、やはり学術会議全体として、何らかの形で取組をする必要があるのではないかと考えています。

以上です。

○大西会長　まとめた形で整理をしていただきまして、どうもありがとうございました。
(略)

第 170 回総会速記録

平成 27 年 10 月 2 日（第二日目）

日本学術会議

○小森田部長 第一部長の小森田です。それでは報告いたします。

（略）

それから科学と社会との関連という文脈で、昨日発言しましたように、「軍事研究をめぐる最近の動向をめぐって」ということで、夏季部会で議論を始め、昨日も若干議論を続けました。昨日発言しましたので繰り返しません、少なくとも 5 つほどの論点があり得るのではないかと。もしこれにつけ加えるとなると、戦争あるいは軍事と研究というものが問題となる歴史的な文脈、あるいは社会的メカニズムということはどう考えるかということも、個別の論点の大きな土台にあるかもしれない。

当面は、こういう領域にこういう問題があることを「問題として意識する」ことが重要ではないか。それを踏まえて、日本学術会議が「戦争を目的とする研究を行わない」と言ってきたことの趣旨を、今日の時点に立ってどう考えるかということが問題になるのではないかと思います。

（略）

○相原部長 私からは、第三部の報告をさせていただきます。スライドは 3 枚しかありません。それと最後に、現在進行形の課題ですが、この 23 期を始めたときに、かなりの先生方から様々な 22 期からの引き継ぎを受けております。今までやってきたことをさらにやることは良いことですが、23 期で何か 1 つ、部として取り組むことはできないのかということで、部会を通して、様々な議論をしてきました。

その中で上がってきたのが、今日のところは現在進行形ですが、夏季部会、それから本日の部会等を通じて、どんどん具体的なことは変わっているのですが、取り上げるものとしては、「科学技術の光と影」というテーマです。

科学技術については、もちろん研究者としては光があると、元々信じているので、研究しているわけですが、実際にはそれだけでなく、それが生む影の部分があります。これはある程度わかっておりますが、そのところをもう少しきちんと整理して、対比させて考えるというところと、それからもう 1 個の視点は、科学者の立場から影を考えるので、やはりそれなりの限界がありますので、市民という言い方は上から目線になるかもしれませんが、何とか市民、いわゆるパブリックの側から、科学の我々が光だと言っているものをどう思っているのかということ、もっと積極的に引き上げる、聞く場をつくりたいと思っております。それがどこまでできるかは、ここからの問題ですが、そういう立場と申しますか、意識を持って、この光と影。先程もあったような軍事研究も、ひょっとするとあるトピックで入ってくるのかもしれませんが、入ってきた場合にはあえてそういうものを避けずに、素直に聞いていくという立場で、ここのところを何らかの形で活動としてまと

めていきたいと思っております。

この辺に非常な、実は時間をかけまして、かなり何回かの議論をして、第三部としてはこのテーマで今期は動けるかなと感じております。

以上です。

(略)

〔自由討議〕

(略)

○高埜利彦会員 第一部、史学の高埜と申します。先程、第一部、第二部、第三部の部会の御報告を伺って、いずれも昨日、会長から御提示がありました科学研究の健全性、科学者の倫理、第三部で言えば、光と影という表現もありましたが、そういう議論がなされました。昨日の会長の御説明にもありましたが、あるいはその後、羽場さんもおっしゃっていましたが、1950年と67年の学術会議の総会における決意表明、これが2回出されているという話で、それを本日に至るまで読んでまいりました。

それで50年のときは戦争を目的とする科学の研究には絶対従わない決意表明だったのですが、67年、17年後に軍事目的のための科学研究を行わない声明が総会で出されました。なぜ同じような内容の声明が出されたのかと言うと、67年では米国陸軍極東研究開発局よりの半導体国際会議やその他の個別研究者に対する研究費の援助等の諸問題を契機として、我々がこの点に深く思いをいたし、決意を新たにしなければならない情勢に直面しているので、軍事目的のための科学研究を行わない声明を出したとなっております。

今現在、決意を新たにしなければならない、何か情勢に直面しているかどうか。現状の認識の問題であります。私はやはり今年、武器輸出ができる法整備が整って、実際にオーストラリアに新しい潜水艦が売られる。それから昨日、防衛装備庁が防衛省の外局として発足いたしました。1,800人のスタッフ体制で、予算は防衛費全体の中の約3分の1に当たりますが、2兆円を握る新組織です。装備品の開発、輸出、こういう様々なプロジェクトも行うということで、実際に武器輸出を行い、そのための防衛装備庁が昨日発足したという年周りと申しますか、日本が戦争のできる国になった今年は、現代において画期的な年になったといえ、これは要望ですが、幹事会におかれまして、ぜひとも来年の総会に向けて、何らかの声明が出せるのか、出せないのか、その扱いも含めまして、ぜひとも議論していただきたい。昨日の議論の蒸し返しになりますが、本日、改めてお願いしたい。

以上です。

○大西会長 ありがとうございます。昨日もこの問題、学術会議にとって重要だという御発言が何人の方からありました。

昨日、幹事会が開かれまして、その幹事会のメインの議題では用意していませんでしたが、今のような御趣旨の発言もありました。

昨日は余り時間がなかったものですから、まだ幹事会で決めていませんが、近々の幹事会で今のような御趣旨について検討させていただきます。例えば、幹事会声明という形であれば、幹事会のメンバーがつくることになりるので、専門家が加わって、きちんとした議論をするというプロセスが取りにくいという問題があります。少し時間をかけて専門的な議論を行って、その成果を学術会議として発表するということであれば、そうした組織体制をつくる必要があると思います。

そういうことを含めて、近々の幹事会で検討させていただきたいと思います。

○高埜利彦会員 ありがとうございました。

○大西会長 他に御発言はありますでしょうか。

2日間の総会で、色々と現下の諸情勢に関連して、かなり重いテーマも議論させていただいたと思います。学術会議として、学術の観点からという我々のポジショニングは重要であります、その上で社会に対してどういうことを発信していくのが現下の役割なのかという、タイムリーな問題も取り上げるという観点も入れて、適切な行動をできるだけとっていくようにしたいと思います。

(略)

以上

第171回日本学術会議総会議事録）（抜粋）

平成28年4月14日～16日

於・日本学術会議講堂

平成28年4月14日（第一日目）

（略）

〔会長活動報告〕

○大西会長 次に、活動報告に移ります。

まず、私から活動報告を行います。お手元、資料1の12ページから私のパワーポイントのプリントアウトになりますので、お願いいたします。

それでは、2015年10月、昨年の第170回総会以降、この3月あるいは4月の初めまで行った活動についての報告であります。

（略）

7番目、これは前期のこの半年間の活動目標にはなかったことでありますが、前期の総会の時点で安全保障技術研究推進制度について学術会議でも議論するべきだと。これは一つの防衛省の研究、外部資金の制度でありますか、このことに端を発して、もう少し広くいわゆる軍事と学術の関係について学術会議として検討するべきではないかということがあります。前総会では、幹事会で検討を進めるべきということが指摘されました。これを受けて幹事会では、大きく3回にわたってこれまで議論しました。1回目は幹事会での相互の意見交換、次の機会には、防衛省の方を招いて安全保障技術研究推進制度についての制度の紹介と意見交換を行ったところです。さらに、3月の幹事会では、文部科学省と研究者の方にお出でいただいて意見交換を行ったわけであります。

したがって、幹事会の検討はまだ途中であります。その過程で、昨年11月、学術の動向に会長メッセージを出しました。この中で私、会長の個人の意見ということではあります。が、学術会議としてこれまでこの分野では1950年と67年に日本学術会議の声明、単的に言えば、戦争を目的とした科学の研究は行わないという声明を出しておりますが、これを堅持するべきだと。さらに、2013年に科学者の行動規範を改定して、科学研究の両義性についての規定を設けたところでもあります。当然これも堅持していくということでもあります。

しかし、1950年以降、1954年に自衛隊が発足して、世論調査等によれば、自衛隊に対する国民意識が変化してきていると。自衛隊に対する好意的な意見を持っている方が90%を超えているという、そういう状況も踏まえて検討する必要があるということを会長メッセージで書いたところでもあります。

さらに、これは今日のための私見ということになりますが、私としては、議論のたたき

台として、50年、67年の声明については堅持する必要があると、これはメッセージと同じです。少なくとも個別的な自衛権の観点から自衛隊を国民が容認しているということであるので、その目的にかなう基礎的な研究開発を大学等の研究者が行うことは許容されるべきではないかというふうに考えるわけです。しかし、その許容範囲、その目的にかなう基礎的な研究開発という範囲がどれほどなのかということについては、自衛活動に関する国民合意を踏まえた科学者としての判断が必要だということで、こうした点について日本学術会議の見解が出されてもいいのではないかと考えております。

さらに、いわゆるデュアル・ユースはもう少し広い概念で、研究成果の両義性というふうにも言えると思いますので、科学者の倫理として、各研究者が適切に対応していくことが必要だというふうに考えています。自由討議のときにこうした点について意見交換ができればと思っています。

(略)

第171回総会速記録

平成28年4月15日（第二日目）

(略)

〔各部活動報告〕

(略)

○小森田第一部部長 第一部の小森田です。よろしくお願いいたします。

(略)

残った時間で、昨日、会長からも問題提起のありましたいわゆる「軍事研究」について若干お時間を頂きたいと思います。第一部では、去年の夏部会以降議論してまいりました。それから、各大学においても議論がされているように思います。一部の大学では、新しい状況を踏まえて、大学としての何らかの意思表示ということをされたところもあると思います。

そういう中で、学術会議はどういう態度を取るかということについて注目されていると思います。これから述べますことは、第一部の意見というよりも、むしろ学術会議として一致できる内容を探るための言わば論点の整理としてお聞きいただければと思います。今日の午前中の部会でも、十分な時間はとれませんでした。以下に述べるようなものを資料として準備して、若干の議論をいたしました。6点あります。

まず、第1番目に日本学術会議の従来の見解についてどう考えるかということです。繰り返すまでもないと思いますが、50年、67年の声明があります。論理的には、これについて再確認する、再確認しないで変更する、何もしないということがあり得ると思いますが、それぞれの選択がどういうことを意味するのか——社会的なインプリケーションも当然含

みますので——について吟味をしながら、態度を決める必要があるだろうというふうに思っています。

そのとき重要なのは、67年声明当時の状況です。声明自身に直接言及されておりますが、主として米軍の資金援助を受けることが問題の背景にあったということが一つです。もう一つは、憲法9条と自衛隊との関係については御承知のように緒論が当時からもありましたが、少なくとも政府も専守防衛を前提として自衛隊について考えている、こういう段階だったということです。

ところが、昨今の状況は、軍事あるいは軍事力を伴う安全保障と言ってもいいですけども、軍事と学術との関係がかつてなく接近しているのではないかと。その前提としては、武力による平和を放棄した憲法9条を持つ日本と、それから、軍事が社会に様々な形で深く埋め込まれたアメリカとの軍事と学術との関係を論ずる場合の社会的文脈が異なるなかで、軍事あるいは軍事力の行使の目的についても、そのために用いられる手段についても一筋縄ではいかない事態となっているのが昨今の状況ではないかと思います。このような状況の中で軍事と学術との距離が接近しているということだと思います。

いくつか指標を書いておりますが、問題の安全保障技術研究推進制度もその一環というふうに考えることができます。ちなみに人文・社会科学もこのような文脈と無縁ではなくて、例えば心理学や地域研究の分野では、場合によっては軍事や戦争との緊張関係という問題に直面する可能性があるということです。したがって、問題は科学者が以上のような状況について自覚する、問題があるのかということ意識するということ自体に今の時点では非常に重要な意味があるのではないかと、というふうに思います。

なぜ意識しなければいけないかということですが、少なくとも二つの問題があると思います。一つはいわゆるデュアルユース問題で、防衛省の安全保障技術研究推進制度の論理は、民生技術と防衛技術の境界が曖昧になってきている、したがって、民生技術用の基礎研究も将来は防衛装備に適用可能な技術領域が広がっている、そこに資金を配分していかうと、こういう説明にこの制度の趣意説明でなっています。

他方、科学者の側から見てデュアルユースをなぜ問題にするかというと、いわゆる科学研究の成果の両義性について自覚し、緊張感を持ち、責任を持って判断するというのが、科学者がデュアルユースということを問題にする理由だったと思います。学術会議の「科学者の行動規範」の6には、その趣旨のことが書かれています。ただし、この行動規範の6の前提と言ってもいいと思いますが、デュアルユース問題に関する検討報告が行われました。そこで直接文脈として念頭に置かれていたのは、鳥インフルエンザのような事例であって、いわゆる軍事研究はこの段階では直接には主題化されていなかった。つまりそのことに対する答えを与えようとするものであるかどうかについては、明確な議論がなかったように思います。私は会員になったばかりのころだったと思いますが、この場でそのことが若干議論になったことを記憶しています。例えば「破壊的行為」というものの中には、軍事行動というのが含まれるのかどうかということについて、学術会議としては必ず

しも十分に詰めた議論を行ってきているわけではないのではないかとということが一つです。

もう一つは、学術の公開性の問題で、これについては「科学者の行動規範」の中に1項目ありますが、前提として考えておきたいのは、軍事も、特に人文・社会科学者の観点からいうと、研究の対象になり得るわけなので、研究対象としての軍事というものも自由な研究に対して開かれたものでなければならないという側面があります。しかし、他方、軍事は最も秘密性の高い国家行為であって、しかも、それが多かれ少なかれ正当化されている領域でもあると思います。そういう状況の下で、安全保障技術研究推進制度についてどう考えるかが問題の焦点になっているわけですが、時間の関係で詳しく申しませんが、結論的に言うと、確かに成果の公開の原則ということが強調されております。去年の募集要項と今年のを比べても一層強調されていると言って良いと思います。

ただし、赤線で引いたところですが、原則としては、防衛装備庁が保有する情報等々は使用しないけれども、「研究を実施する過程で、防衛装備庁が有する情報等が研究目的達成の上で有効であると、研究代表者と防衛装備庁との双方が認めた場合には、別途、利用について調整する」という記述があります。これと公開とがどのように関連するかということは必ずしも明らかではありません。というわけで、成果の公開が原則とされていますけれども、防衛装備庁が保有する情報の利用、扱いを介して非公開化の可能性も留保されていると理解できるのではないかとというのが私の今のところの理解です。違った理解があり得ると思いますけれども、その点も含めて慎重に判断する必要があるのではないかとということです。

5番目に、以上は個々の科学者の行動規範や責任の問題でありますけれども、同時に所属する研究機関や学協会の問題としても位置付けなくて良いかという問題です。

ここで直ちに問題になるのは、個々の研究者の研究の自由との関係をどう考えるかという問題です。その際、例えば生命科学の分野が代表だと思いますが、そこでは研究倫理委員会のようなものを設置してコントロールするというアプローチが既に採用されているわけですので、研究の自由に伴う責任ということが制度的な問題とされていると思います。一つだけ例として、日本物理学会の行動規範がサイトで公表されておりますが、物理学会では67年9月に「内外を問わず一切の軍隊から援助その他の協力関係を持たない」という決議がされております。が、95年にこの決議の取扱いについての一種の解釈が行われています。明白な軍事研究は除く、軍関係団体が主催組織である場合には協力を断るというふうにした上で、明白な軍事研究とは何か、軍関係団体とは何かについては理事会の判断事項とするというふうになっております。ここでこれを引き合いに出しますのは、このような扱いの是非について云々しようとするものではなくて、少なくとも学協会の場合は会誌、それから、学協会の会合ですね。研究集会という学協会が関わることもあるわけですので、学協会として何らかの判断基準と判断の仕組みを持たざるを得ないということを示しているのではないかと思います。同様のことが大学にもあるのかないのか、ということが議論すべき問題の一つではないかということです。

最後ですが、研究資金をめぐる全体的動向の中でこの問題を考えたい、ということです。防衛省の新しい制度をどういうふうに評価するかという問題もありますが、軍事研究をめぐる問題についての熟慮と賢明な判断を可能にするためには、あるいは可能にするためにも、研究資金の面で政策目的による方向付けに依存しない自由な基礎研究のための基盤が弱まらないようにすることが必要ではないかというふうに思います。

繰り返しになりますけれども、これは第一部の見解というよりも、むしろ今後、学術会議全体として議論していく際の手懸かりにしていいただければという趣旨で御報告いたしました。

ちょっと長くなりまして申し訳ありません。以上です。

(略)

○長野第二部部長 それでは、第二部の活動報告をさせていただきます。

(略)

それから、10番目の防衛装備庁の研究助成、安全保障技術研究推進制度についてということで、これは先ほど小森田先生の方からかなり詳しく話がありました。第二部におきましても、本日の午前中、これについて相当時間をかけました。小森田先生が出されたいろいろな議論の中身、かなりダブった同じような議論がありました。成果の公開、それから、このようなものを個人の裁量に研究を行うかどうか委ねていいかどうか、いけないのではないかと。その一方で研究の自由ということもあります。その辺のところについて議論が行われました。

先ほどの小森田先生のお話に出てこなかった1点としては、第二部としては、実際に第二部の中に大学の執行部の先生方が何人かいらっしゃいましたので、その執行部、学長、副学長、その大学が今回のこの研究推進制度に対してどのような態度を取ったのかということについてもお聞きいたしました。

(略)

○相原第三部部長

(略)

昨日と本日の第三部会で、最も時間を費やしたことが二つございます。1点は、先ほどの安全保障に関する研究について今朝も非常に活発に意見交換をいたしました。そこでの論点は、一部、二部と観点を共有するものでございます。小森田先生がおっしゃったようなことに関わっていると思います。

(略)

〔自由討議〕

(略)

○大西会長 (略)

どなたでも結構ですので、このテーマについて意見開陳あるいは意見交換をしたいというものについて、今既に幾つか問題提起はありましたが、改めて会員の皆さんから言ってい

ただけると整理がつきやすいんですが。

はい、どうぞ。

○山極壽一会員 いわゆる安全保障の資金について、最初に冒頭で会長が私見を述べられて、今回、執行部ともども何らかの声明を出す用意があるとすれば、やはりここで詰めておかなくてはならないんだろーと思います。多分そういった何らかの意見発信をすると私は考えておりますので、私の意見を少しだけ述べさせていただきます。

会長が述べられたことでほとんど私は賛成なんですけれども、一つだけ違和感があるのは、国民の90%以上が自衛隊の存在を認めていると。それは確かにそうです。しかし、自衛隊の活動について全般にわたって国民の総意が得られているわけではないと思います。これがもう一つ非常に重要な問題だと思います。それを踏まえて何らかの提言をする場合には、自衛隊の活動についての論議がまだ熟していないということを十分お考えいただきたいということです。

もう一つは、デュアルユースに関する問題で、これは先ほど第一部の方から細かな話がありましたけれども、これは正に研究者の自由に関する問題なんですけれども、研究者の研究が政策に関わるということについて我々はどう対処していくべきなのか。例えば民間でも研究ができるような、あるいはいろんな項目を見ますと、もちろん民間のために、国民のために、あるいは世界のために非常に役立つ研究がたくさん並んでいます。であるならば、何も防衛省が出す必要はないわけですね。なぜ防衛省からわざわざ出すのか。これは、一方では防衛のために使うということが初めから担保されているわけです。それを取りに行くということは、この研究が少なくとも安全保障という言葉に代替されても、防衛に使うことを認めるということになってしまいます。その切り分けがはっきりしないうちに研究者の自由、研究の自由という名の下にここを研究者個人の倫理というところ二期するような声明を出してしまつては、これは全く歯止めが効かなくなる。要するに、これは研究者個人の問題でしようと言ってしまうことになりかねませんから、ここではっきりとした日本学術会議の見解というものを会長が冒頭でおっしゃられましたように、これまでの声明を堅持するということでございますから、ここについては私も安心していただけますけれども、決してこれまでの声明を変えるようなことのないような文言を考えていただきたい。まだ国民の議論が熟していないという点については、慎重な御配慮を頂きたいということを私の方からお願い申し上げます。

○大西会長 ありがとうございます。

今、山極先生から一つのテーマ、安全保障研究について出されましたので、これから議論を始めたいと思います。恐らくこれをずっとやっていると、1時間でも足りないぐらいだと思いますので、少し議論が煮詰まったというか、盛り上がったところで他のテーマについての発言の機会も作りたいと思いますが、取りあえずは今の安全保障研究問題で、昨日の報告の中で私が16ページと17ページのところにパワーポイントがありますので、これ

らも参照していただきながら、それから、さっき小森田先生から論点の整理といいますか、従来の見解、それから、軍事と学術が接近しているという状況、デュアルユース問題、公開性についての厳密な検討、研究機関、学協会の関わり、更に研究資金全体におけるこの防衛省の研究費の位置付け等々の点が出されましたので、そういうことも踏まえながら、山極先生の今の御発言に続いて御意見を頂戴したいと思います。

どうぞ、羽場先生。

○羽場久美子会員 第一部の羽場でございます。最初は何のテーマについて話すかということであったので手を挙げなかったのですが、山極先生から提起されましたので、3点ほど伺いたいと思います。

一つは、この17ページの会長の私見ですが、2点目と4点目については、やはり疑問があります。2点目については、山極先生が指摘されましたが、4点目についても、デュアルユースは各研究者が個人で対応するだけではなくて、やはり学術会議としてもある程度姿勢を表明した方がいいのではないかと思います。いかがでしょうか、という質問です。

それと関連して2点目ですが、戦争を目的とする研究は行わないという50年と67年の声明は守り、確認するだけではなくて、やはり2016年ないしは17年として新しい段階にある現在、声明や見解を出すことに賛成です。即ち、新たに現時点で学術会議の見解ないし声明を出された方がいいのではないかと思います。いかがでしょうか。

科学には倫理や規範が必要なき時があると思います。もしデュアルユースのような形で現在、その両義性が非常に高まっていてボーダーが難しいのであれば、なおさら2016年の声明としては、もっと直截な分かりやすい表現をしてはいかがでしょうか。

例えばですが、都市や農村を破壊したり、自然を破壊したり、人を殺傷するようなことにつながる研究は行わないとか、科学は平和と繁栄・発展に奉仕する、さらには、研究の透明性を高め、公開性を維持するなどが盛り込まれた簡潔な声明を出してはいかがでしょうか。

3点目は資金の問題です。山極先生も言われましたが、やはり国民の目というものがあるって、現在、資金がないと研究ができないというのは、自然科学はもちろん、規模は異なるにせよ社会科学や人文科学もそうです。特に大型研究費を受けられる人と、受けられない人たちの格差が拡大している中で、資金配分の公正性、公開性はとても重要になってきていると思います。防衛省の競争的な資金は、やめた方がいいのではないかと。他の省庁、例えば経産省や国土交通省や外務省や文科省、ないしは企業の資金に集中していただくことはできないものであろうか。もちろん安全保障の研究は文科省でも随分多くなってきましたので、同じではないかという意見もあるかもしれません。しかし資金の出所が文科省か防衛省かではやはり違うと思います。競争的資金は防衛省から外していただいて、他の省庁に吸収していただくわけにはいかないだろう。その資金の出所もやはり戦争、軍事研究の疑義が残るところから外していただくと思いますが、どうでしょう

か。

以上、3点でございます。ありがとうございました。

○大西会長　ありがとうございました。

ちょっと1点、このデュアルユースと安全保障に関する議論ですね。これは両方あるわけですが。少しここが共通認識、安全保障の方は比較的、安全保障という言葉遣いに対する異論はあると思いますが、意味しているところははっきりしていると、防衛省の制度があるので。デュアルユースは非常にある意味で曖昧です。それで、ひとまずここでは共通認識として、かなり広いことを意味していると。あらゆる研究成果が極端に言えば善用も悪用もできると。その悪用するというのは、悪用は軍事だけとは限らずに、いろいろな悪用があり得ると思いますけれども、そういうことを広く研究成果の両義性と言っていると。その中で特に破壊的な目的に使われるということについて学術会議は、行動規範の中で取り上げたわけであります。議論の裾野としてはかなり広いわけです。

そこで、今日の議論としては、特に安全保障のことがそれぞれの部会でも議論になったと思いますので、デュアルユース一般ではなくて、時間の関係もあるので、安全保障の問題に引き付けて、ここにもデュアルユース問題が当然含まれてくるわけですが、議論してはどうかと思います。少しそのことも意識して御発言いただけたらと思います。

どうぞ、渡辺先生。

○渡辺芳人会員　先ほど第一部の報告の中では、昨年度の公募では一応公開の原則としながらも、余り立ち入った記載がないこと、そして今回は、公募の最初に「本制度は成果の公開を原則とする」という記載があり、我々が研究で一番問題としている公開性が形式的には担保されているという見解があったと思います。今回の公募で実際に書かれているのは、実はその後が重要で、指摘されていませんでしたので、あえて読ませていただきます。

「本制度は、成果の公開を原則とします。また、そのため成果を外部に公開しないことを前提とするような提案は避けてください」。この部分は良いのですが、その次が非常に問題で、「なお、研究期間途中の成果の公開については、事前に防衛装備庁に届けいただくこととしております」となっています。つまり我々が科研費で研究を行うときには、途中の成果も含めて公開していますけれども、これは途中で勝手に公開しては困るというふうに読めてまいりますので、これで本当に公開が担保されているのかというのは非常に疑問に思うところであります。

それと、両義性で確かに我々の研究がいろんな使われ方をしますので、必ずしも軍事的な目的を想定しなくても、流用は当然起こるわけですが、先ほど山極先生もおっしゃっていますけれども、この本制度は我々に勝手に何でもいいですよとは言っていないんですね。依頼する研究内容は、防衛装備品そのものではないが、将来の装備品に適用でき

る可能性のある基礎研究を想定している。「研究の結果、良好な成果が得られたものについては、防衛省において引き続き研究を行い、将来の装備品につなげていくことを想定しております。」つまり防衛省がまず将来の軍事利用を前提とする基礎研究を皆さんにお願いしているんですというふうにはっきり言っていますので、これをもって、その当面の内容が基礎的で非常に民生にも使えると、それは一つのロジックかもしれませんが、この公募では、はっきり防衛省は軍事的な目的で使いますよ、その基礎研究を皆様をお願いしていると宣言していることはきっちり指摘しておかないといけないのではないかなと思います。

○兵藤友博会員 一部の兵藤です。

いろいろ意見が出ていますので、ダブらないようにお話しておきたいと思います。一つは基礎研究というカテゴリーの理解の問題です。先ほど御指摘がありましたけれども、通常、基礎・応用・開発と言いますが、皆さん方は御存じだろうと思いますが、実は目的基礎研究といわれるものがあります。この安全保障技術研究推進制度の文章を読み解きますと、将来の応用に関わって遡っていった訴求するとあります。それが基本的な推進制度の考え方で、確かに「ただし」と言って、普通の基礎研究ことについて述べていますが、やっぱり最終的には応用を、要するに目的とするということが、全体を読むとそういうふうに書かれています。

その点で指摘しますと、実は防衛装備庁のP LとP Oの問題があります。プログラムリーダーとプログラムオフィサーの問題ですね。これは防衛装備庁のスタッフと密接な連携をとって進捗管理をやっていくというくだりがあります。これは明らかに先ほど指摘した目的基礎研究というか、将来の応用に向けてやるというか、そういうことが昨年から始まった推進制度の問題ですが、この点はよく注視すべき問題だろうと思います。

もう一つお話ししたいのは、科学技術基本計画における安全保障というカテゴリーの取扱いです。安全保障という言葉がいつ出てきたかといいますと、調べたところによれば、第2期基本計画には出ています。これは1か所出てきます。次に、小泉内閣のときの第3期には4か所出てきます。それから、民主党政権下の菅内閣ですか、このとき9か所です。そして、安倍内閣の今期の第5期計画は15か所出てきます。

それで、これらはみんな同じ安全保障なのかということそうではないのです。たとえばこの第4期と第5期を比べますと、第4期はやはり2011年の3.11問題でエネルギー安全保障ということで、安全保障といってもいろいろな領域がありまして、もちろんエネルギー安全保障だけではないのですが、第5期ははっきり武器を開発とか何かそういうことはうたっていないのですが、国家安全保障というか、国家と安全保障と、そういう連携したところ、そこの使い方が問題だと思います。実際、この政策を策定した人がどういうことを意図して、そういう言葉を使ったのか。これは私が知るところではありませんが、これはよく分析していかないといけない。

それで、経団連はたしか昨年2015年でしたか、武器輸出というのを国家戦略としてやったらどうかということを提言している。武器輸出三原則の見直しもあったかと皆さん方は御存じだろうと思いますけれども、単に自衛隊の装備ということだけではなくて、要するに日本という国の企業が海外の国々に対してどういうものを輸出するかという、要するにグローバルな意味での貢献という問題が出てくると思うのです。これはなかなか大変な、重大な広がりを持った問題だろうと思います。単に安全保障技術研究推進制度だけでなく、基本計画の中にもそういうことを意図するようなところが出ていて、関係府省の連携の下に推進しましょうというようなことがうたわれています。分析していく必要があるのではないかと思います。

以上です。

○大西会長 小森田先生。

○小森田第一部部長 先ほどその一つ前の方の御発言で、私の報告の中で今度の制度が公開性を強調しているというそのところを捉えて、第一部はそうのように発言したかのよう受け取られたかもしれないのですが、そういう趣旨ではありません。先ほどの御発言と同じ趣旨です。つまり公開性は原則としているけれども、非公開化のルートというのが開かれていると理解できるのではないかと、というのが私の理解です。公開性が強調されているというのは、去年の応募要領と今年の応募要領を見ると、中身は変わらないんですが、文章のメッセージで確かに強調されていると、その文脈で申しましたので、誤解のないようにお願いいたします。

○杉田敦会員 第一部の杉田でございます。

2点ありますが、第1点として、今後の進め方についてこの場で確認しておいた方がよろしいのではないかと思います。現在、幹事会において議論しておりますが、その後どうするのか。幹事会で決定して何らかの声明とするのか、あるいは、より幅広い議論に委ねるのかということについて、まだ方針が示されておられません。大変関心が高い問題に見えますので、私自身としては、かなり慎重に、幅広い意思形成をした方がいいのではないかと思います。それから、憲法の専門家、国際政治の専門家、あるいは科学技術の専門家など、この問題について専門知識をもつ方々から、すでに実施したヒアリングに加えて、委員会のような場でいろいろ伺った方がいいのではないかと。そのあたりを御検討いただきたいというのが第1点です。

それから、第2点として、日本学術会議の50年声明、67年声明に、会長から昨日御言及があったんですが、これらの声明がどういう文脈で何を意味していたのかということについては、先ほど小森田さんの御報告にもありましたけれども、さらに検討を要するのではないかと思います。つまり、50年声明で言われている「戦争」とは何か、それから、67年

で、行わないものとされている「軍事的」な研究とは何なのか。軍事的でないとは、民生だけを指しているのか。国民の間に自衛隊が定着したということも、昨日、会長は言われたんですが、67年当時は定着していなかったのか、現在急に定着したのか。要するに、50年、67年の声明が出された当時と、軍事研究をめぐって、どの条件が変化し、何は変化していないのかということ、検討する必要があるのではないかと思います。

以上です。

○大西会長　ちょっと今の私の昨日の話に言及されましたので、少し説明をしますと、これは私見に入るんですけども、50年と67年の学術会議の声明というのは、本文自体は表現がよく似ています。見出しには67年の方は軍事研究を行わないという見出しになっているんですけども、内容的には戦争を目的とした科学の研究を行わない、少し強調の仕方等は違いますが、戦争を目的としたと、そういう表現になっています。したがって、67年のものは50年の見解、声明をもう一回強調したと。なぜその強調が行われたのかというのは、さっき小森田先生のスライドにもありましたけれども、ちょうどその直前に半導体の会議を学術会議が後援か共催したのがありまして、実はその会議にアメリカ軍から援助金が出ていたということが分かって、この場でその会長が後援か共催したことについて謝罪をして、改めてそれを確認したと、そういう経緯になっているんですね。

ですから、その問題があったので、67年にもう一回50年のことを言わば再掲したといえますか、声明として出し直したということではないかと思います。

それから、自衛隊については、これは私が昨日申し上げたのは、内閣府の世論調査のデータで、幾つかのテーマのその一つが自衛隊で、自衛隊についての世論調査を継続的にやっているんですね。例えば自衛隊に対する印象とか、あるいは自衛隊の装備がこれで十分か増やすべきか減らすべきかとか、幾つかの質問についてはずっと継続的にやっていて、ある程度経年変化が分かるようになってきているということでもあります。

90%以上が好印象を持っているというふうに申し上げたかと思うんですけども、それは自衛隊に対する印象という質問項目で、いいという印象を持っている人が92%だと、そのことを根拠に申し上げたわけですが、詳しくはその世論調査を御覧いただきたいというふうに思います。

どうぞ。

○安浦寛人会員　第三部の安浦ですけども、この問題を考えるときに今の社会の現状、世界の現状というものも60年代、70年代とは全く違っているということを同時に意識して議論をすべきだということを一言申し上げたいと思います。

それは、安全保障とか戦争とか軍事という言葉が従来、兵器とか武器とか言われていたもの以外で社会全体を攻撃することができる社会になっているという点です。具体的にはサイバーセキュリティが一番近いところにあるわけですけども、いわゆるミサイルとか

武器を一切使わずに他国のインフラを攻撃して、例えばエネルギーグリッドを破壊してしまう。そうすると、それを利用している市民の生活の中で、昨日の熊本の地震以上の死者が出てしまいます。例えば病院が止まってしまう、そういったことが起こってくる可能性がある。そういうことも安全保障の一部であるということは、我々は認識しておかないと、安全保障という言葉だけで全てを語ってしまうと問題だと思います。例えば自動運転も当初はやはり軍事目的で作られた技術であるわけです。それを社会に導入しようとしている面がかなりあるわけで、そういうことも含めて安全保障という言葉自身が科学技術の発展と共に全く違った状況になっている点を認識する必要があります。その技術をやっている第三部は割とそれに近い先生方が多いわけですがけれども、それと共に第一部の先生方がやられている社会における秩序や倫理とこのような技術とをどういうふうに関係付けて世界の安定というものを作っていくかという思想の問題だと思います。そういう問題まで含めて御議論をしていただきたいと思います。

○大西会長 何か追加すべき論点なり指摘。どうぞ、お願いします。

○中嶋英雄会員 今のお話を伺っていると、一つは防衛装備庁の安全保障技術研究制度、これに対応したような我々はレスポンスを持って、それでどうしようかという話合いが一つあると思います。ただ、この場合は、飽くまでこれは装備庁がテーマを限定してやっている一種の受託研究です。例えば一般的な企業からの受託研究を受ける場合に、その受託研究期間に研究者が研究内容を公表することは、一般に企業から許されていません。これは公表がこの期間はよくないとかという問題ではなく、受託研究をやる限りにおいて、軍事研究であろうが企業からの研究であろうが許されていないという点では同一だと思います。

今回、日本学術会議がこの軍事研究に関していろいろレスポンスする、あるいはスタンスを持つという場合に、二つの立場を持って考えないといけないと思います。一つは装備庁のこの具体的な受託研究に対する我々の取組をどうするかということと、もう一点は、より広い軍事研究に対する取組、これらに対するスタンスを我々は分けて考えていく必要があると思います。

アメリカの例を申し上げますと、アーミーリサーチオフィスやネイビーリサーチオフィスから多額の研究費が出ております。ナショナル・サイエンス・ファンデーションとほぼ同額ぐらいの研究費が出ていますが、アメリカでは軍事研究と言いましても、デュアルユースを優先させています。大学とか研究機関の研究者がプロポーザルを書いて先方のネイビーあるいはアーミーリサーチオフィスがそれに関心を持っていれば採択されるというもので、両者においてデュアルユースを最優先させた研究テーマとなっています。こういうものに対する学術会議が提言を出すのか、あるいは装備庁の制度に対する提言を出すのか、ここをはっきりと明確にする必要があるのではないかと思います。

○大西会長 幾つか論点が出されたと思います。今回の防衛省の安全保障技術研究推進制度、これについて例えば公開性の問題、これが本当に保障されているのかという点を含めて、この制度そのものについての論点というのがあったと思います。それから、もうちょっと広く学術と軍事と、そういう一般的な文脈の中での議論もありました。それから、防衛省ではないところがデュアルユースを含んだ研究というのを推進すると、そういう枠組みの方が適当ではないかという1番目の論点と少しリンクするかもしれませんが、そういう観点の議論もありました。それから、防衛等を取巻く世界の情勢というのが変化している中で、50年、67年の声明とは状況が変わったという前提での議論が必要ではないかという点も出されたと思います。それから、米国との比較という指摘もありました。

まだ足すべきことがありましたらお願いします。

途中、杉田先生から進め方について、これは前回の総会でやり取りがあって、幹事会で少し検討するという事で、幹事会の検討結果を文書でお示しするには至らなかったんですが、報告させていただいたように、幹事会内部の議論と、それから、問題になっている防衛省、防衛装備庁の方からのヒアリング、それから、文部科学省と識者ですね。この識者の方は研究者ですが、アメリカの研究制度を研究テーマとして、アメリカにおける特に国防総省からの研究資金というのが相当重要な位置を占めている、その経緯なりそれに対するアメリカの研究者の考え方というようなことについて報告をしていただいて議論したと、そういうことをやったわけですが、今後どうしていくのか、幹事会だけではなくて専門の委員会を作って少し詰めて議論していくということも一つの方法だと思いますが、そうすると、何らかの見解を出すという目的に向かって進んでいくということになりますけれども、今日の最後のところでは、少なくともこれからどう進めるかということについて一定の合意を得たいというふうに思います。

他に何かこれに加えるべきことがありましたら、どうぞ、お願いします。

○小松利光会員 三部の小松です。

今の国際的情勢を見るとかなり緊迫してるわけですね。例えば北朝鮮は国の総力を挙げて軍事技術を開発しています。これを脅威と受けて我が国の防衛関係者が危機感を持って、防御できる自前の技術を備えようとしているということだと思います。これに対して我々学術会議が完全に拒否したら、国内には頼れないということで、防衛省は民間企業にお金を流して、企業は国内の大学には表向き軍事研究じゃないという形で委託する、若しくは企業は外国の大学に対してはこれはもう軍事研究としておおっぴらに大きなお金を流すというような、そういう形になる可能性があると思います。

ですから、私は軍事研究に対して何らかのコントロールは必要だと思いますが、その辺りに気を付けておかないと、国内の学術会議は相手にせずということで完全に蚊帳の外に置かれて、我々が何も軍事研究に対して口出しができなくなる可能性があるのではないかと

ということを心配しています。

○山極壽一会員 すみません。これはちょっと学長としてお聞きしたいんですけれども、是非装備庁ともし話があるときにはお尋ねいただきたいんですが、留学生の問題があります。基本的にやはり大学のさまざまな研究や教育というのは、国際的に開かれていて、留学生を採用した場合には、その留学生がどういった研究の道に進むのかというのは、なるべくならば留学生の希望に合わせています。ですが、この防衛装備庁の委託研究に関して留学生が参加することに対して何らかの制限が現在あるいは将来的に加えられるのかどうかということですね。

今のお話ですと、日本は防衛をこれから大きな目標にしていかなくちゃならない、それは確かにそのとおりだと思います。ただし、私はですから問題にしたいんですが、国策ということでこの防衛省に関しては、やはり他の国ではやっていけないこと、他の国に対して秘密にしないでなければならないことが当然のことながら増えてくると思うんですね。そのときに国際的に開かれていると自信を持って言えるのか。例えば今、日本の大学はどんどん留学生を増やそうとしています。そのときに、彼らに参加できない研究が本当にできるのかということをややはり大学としてはきちんと明示しなくてはいけないわけで、そのことに制限が来るかどうかというのは非常に大きな問題なんですね。ですから、是非その辺は確かめていただきたいなと思います。

○久保亨会員 一部の久保です。

今、三部の小松会員から北朝鮮が武力を持ってくるときに、何をもって対抗するのかということに関わる発言がありました。そのあたりの微妙なことをお話されていると思うんですけれども、やはり憲法第9条の考え方であるとか、戦力不保持という考え方であるとか、そういうものを原則にして私たちの学術会議であるとか、あるいは日本における学問の自由であるとかというものを組み立ててきたというこれまでの積み重ねは積み重ねとしてあると思います。その辺りのことについて、ある程度蓄積あるいは国内の国民的な世論の状況、そのことを踏まえた形で、多くの国民の理解が得られる形での学問研究の在り方というのを考えないと、大変一つの立場に偏った形でのこの問題についての議論になっていかないかということ懸念いたします。

ですから、今のような御議論も御議論としてはあると承ったうえで、そうした議論も含めて、是非学術会議全体として、先ほど杉田先生が言われたような委員会なり何らかの議論の場を作りながら、場合によってはワークショップなりシンポジウムなりといった、そういう場も設けながら、日本での学問というのをどういうふうな形で考えていくのかという議論にさせていただくことを希望いたします。要するに、今、小松会員が発言されたことは大変重要な問題であると思います。つまり国際情勢とか平和の問題をどう考え、どういう形で学問を位置付けるのかと、そのことを確認しながら私たちの立場を決めていくとい

うことかなというふうに受け止めました。

以上です。

○氷見山幸夫会員 三部の氷見山です。実は今の御発言とかなり私も重なることを考えておりました。この学術会議の非常に大きな特徴と、また、良さというのは、三部制をとっているわけですが、およそ学術と呼ばれるものをほとんど網羅しているということです。いろんな分野の人間がこのようにして議論できる、これは非常に大きな特徴であり、また、大きな強みであると思います。

3.11を含め、今の議論も含め私が感ずるのは、やはりどうしてもある議論を始めるときに、今の場合ですと、もう防衛ですとかということになってくるわけですが、以前の3.11のときにも原発が事故を起こしたという、では、その原発の専門家に意見を聞きましよう。結局その専門家がどんどん絞られていって、非常に限られた分野の人たちが私は専門家でございますということでいろいろ議論するわけですが、ものすごく大きな落とし穴がちょっと外れたところにある。場合によっては、非常に近いところで、しかし、大きな落とし穴に気付かないというようなことが多々あったわけです。どうしてもそれぞれ専門家として議論なさっている方々は一生懸命その立場から議論なさるわけですが、どの分野をとっても完全な分野というのはないわけです。今の防衛うんぬんに関してもそういうことで、大体これがもう科学技術系、いわゆるナチュラルサイエンスからエンジニアリングですか、そちらの方の議論のように聞こえてしまうことがあるわけです。

ですけれども、本当に日本の安全、それから、防衛ということを考えたときにそれこそ心理学とか文化の問題をいろいろ考えないと、今ちょっとしたことでどんでん返しのような、それこそ世界の超大国が小さいいわゆる途上国に簡単に負けてしまうようなことも起こり得る。それだけ今、脆弱化といいますか、非常にデリケートな社会を我々は良くも悪くも作ってきている。それはデリケートで、非常に機能的ですが、一方で非常な弱さも抱えている。ですから、ほんの数名のテロリストと呼ばれる人々が世界を震撼させるようなことが普通に起こるわけです。

そういったことも考えますと、やはり我々が今何をできるかというのを考えたときに、この学術会議が持っている力をフルに活用する、いろいろな分野の人間が議論できる、そういう場をしっかりと持つということがやはり大事だろうと思います。どういう方向に行くにしろ、やはり学術会議の総力を挙げるべきというふうに思います。

フューチャー・アースとちょっとこれは関連するところがあります。フューチャー・アースは今まで地球環境研究を一生懸命進めてきたけれども、それでは駄目だったということの反省から正に生まれているわけです。その中でインターディシプリナリーとか、あるいはトランスディシプリナリーといったものが強調されているというのは、そういうことだと思います。今のこの防衛うんぬんの議論にしても、同じことが言えるのではないかと。同じ轍を踏まないようにしなければいけない。そのためには、この学術会議の中の力をど

うやったらうまく結集できるのか、その議論が非常に重要じゃないかと思います。

○大西会長 ありがとうございます。
どうぞ。

○羽場久美子会員 先ほどからずっと手を挙げているのですが、当てていただいていないので。

○大西会長 そうですか。さっき御発言、もし何かそれ以外のことがあったら短くお願いします。

○羽場久美子会員 最初の質問も会長にさせていただいたのですが、お答えいただけっておりませんでした。少し残念です。今後の進め方についてです。国際面と、それから、学術会議の2点です。

国際面では、今も議論になっているように、小松先生から北朝鮮のお話がありましたけれども、私は3月にアメリカの世界国際関係学会に出席したとき、何人かのプロフェッサーの方々から日本は核を準備しているのではないかという危惧が出てきているというようにお話を伺いました。アメリカは日本の軍事化を容認しているわけではない、と。アメリカ政府と学術関係者は違うかもしれないのですが、同じ場ではなくて複数のところからそういう意見を聞きました。今回、広島であったG7予備会議の宣言の中でも、軍縮と、核の不拡散ということが言われましたので、これは大きな問題だと思いますが、それを日本あるいは日本の学術関係者がどう考え海外にも伝えていくか。日本の議論と世界の議論とが少しずれているように思うのですが、G7や世界の首脳の方の方向性と合わせて考えていく必要があるのではないかと思います。これが1点目です。

それから、学術会議内部の今後の進め方です。杉田先生は幹事会で決定するのかどうかということと言われましたけれども、幹事会で進めていかれるとすると、一般の会員は結局総会の場ないしは夏の合宿の場以外に意見を聞いたり話したりすることができなくなります。幹事会の公開ないしはオブザーバー参加を要請したことがあります、それはないということでしたので、先日、幹事会の場に防衛省の方がいらっしゃったということを知りましたけれども、いつ決定されてどのようなお話し合いがあったのかというのは全く存じ上げませんでした。学術会議内部でも、この問題のように学術会議の在り方そのものに関わるような議題の場合には、できれば会員が参加できるような場で、もちろん総会である必要はないと思いますが、聞きたいときには参加できるような体制をとっていただきたいと思います。特にこのような安全保障の問題については、それぞれの研究テーマとも重なる問題であると思いますので、少なくともオブザーバー参加を可能にするとか、トランスペアレンシーを内部においても高めていただけたらありがたいと思います。

以上でございます。

○大西会長 ありがとうございます。

もちろん本格的に議論する場合、正式な委員会等を設置すれば原則公開で行うというのは当然です。学術会議の規定がそうになっています。幹事会でのこれまでの議論は、幹事会そのものは御承知のように公開されていますけれども、これは予備的な検討ということで、幹事会のメンバーの意見交換というやり方をとりましたので、準備的な活動として非公開で行っていました。その結果、ここで少し紹介をして、今日この議論をして、いよいよ本格的にと、そういうことではないかなというふうに思います。

それでは、さっき論点を整理して、それ以外に国際情勢について更に追加で出たり、あるいは留学生の問題についても御指摘がありました。それから、日本の特殊性というか特性ですね。憲法9条を持っているということ、実は私もこの議論が幹事会で行われるということで、機会を得て広島にもう一回行ってきまして、広島の実験ドームあるいは記念館、資料館を見てきたわけですが、日本の置かれている立場はやっぱり諸外国の学術会議と違う立場だということを個人的に改めて認識したわけです。そういう問題も含めた議論を行って、かつ学際的な議論を行うということが必要だと思います。

恐らく皆さんも少しこれを突っ込んで、ただ、余り一般化してしまうと結論が非常に出てくくなりますので、やはり今回起こっている学術研究の面では、安全保障に関する公募研究、これをどう考えるのかということの一つの軸としながら、この間、災害ロボット等の問題で幾つか大学が関わったことがこの二、三年ありますので、そうした問題、具体的に起こった問題を取込みながら、少し具体的なテーマに即した検討を行うということで進めてはどうかと思います。

会長としては、50年、67年の声明を堅持するということを一つの基本としたいと思いますが、これについてもその中で議論が行われることになるだろうというふうに思います。ということで、恐らく課題別委員会という格好になると思いますが、今期中、あと1年半ですけれども、一つの結論を得ると。そのためにはプロセスとして意見をいろいろ伺うようなフォーラムあるいはシンポジウムのようなものを挟んで進めていくということも必要になると思いますが、余りセンセーショナルとすることを旨とはしませんけれども、学術会議らしいやり方でこの問題に取り組んでいきたいと思いますが、そんな方向でよろしいでしょうか。

大体いいだろうという感じでありますので、はい、どうぞ。

○氷見山幸夫会員 課題別委員会で特定の問題について深めるのは、それは大変結構なんですけど、同時にやはり既存の枠組みをもっと大事にしていきたいというふうに思います。

○大西会長 課題別委員会も既存の枠組みになります。

○氷見山幸夫会員 すみません。分野別の委員会とか機能別委員会など、他にも委員会がありますけれども……

○大西会長 分野別委員会は御承知のように、それぞれの分野に特定されるもので、先生おっしゃるように、この問題は学際的な議論が必要だということなので、各部から委員を選んでいただくというようなことはやっぱりどうしても必要になると思います。

○氷見山幸夫会員 各部でももちろんその議論をするわけですが、あらゆる学会の総力を結集すること。フューチャー・アースの場合も全く同じです。課題別委員会もいろいろありますが、議論が狭いところでもって行われてしまうおそれもありますので、そこはもう少し考えていただきたいというふうに思います。

○大西会長 御指摘になっているのは、委員会の組み方だと思います。最も広い議論ができるやり方が課題別委員会に限りませんけれども、部横断的な委員会だと思います。分野別で作ってしまうと、どうしてもある分野の方が中心になるということになると思いますので、その点、御理解いただきたいと思います。

○羽場久美子会員 課題別にしてしまいますと、参加したい会員が参加できなくて、選ばれた会員のみに閉じられてしまいますので、可能な限りインクルーシブにしていきたいと思いますということがあるのではないのでしょうか。公開と包摂を原則としていただければと思います。

○大西会長 ちょっとそれは委員をある程度特定しないと会議も開けないと思います。もちろん公開なので、傍聴することはできます。それから、委員を選ぶときにそれぞれの部で手を挙げていただくということもやっておられると思いますので、会員のそれぞれ意向というものも踏まえて委員が選ばれる仕組みもあるんだろうと思っています。その辺は一方で会議を開くということの制約条件もありますから、それとの兼ね合いで、できるだけ皆さん希望される方が参加できるような仕組みというのを考えたいというふうに思います。

そういうことで、今日の議論を踏まえて次のステップに参りたいと思います。ありがとうございました。

これ以外の論点で、先ほど第三部から出ました学術誌の問題ですね。これは私も第三部のメンバーとして、そこで議論に参加したわけですが、相当深刻だということなので、つまり経済的な理由で研究者が研究論文を読めなくなるということが既に起こっているという御

指摘もありました。この問題について少し緊急的に突っ込んでいくべきではないかと。ただし、この点については2010年に学術会議のレポートが出ています。そこでは、コンソーシアムを作って、少し日本側の声を大きくして発信するという必要だというような提言も出されています。かつ学術界だけではなくて政府が動くことも必要で、諸外国を見ていると、政府主導で問題の解決というか改善を図っている例もあるということでもありますので、そうしたことが三部の議論でも出ましたけれども、特に一部、二部からこの国際的な学術誌問題、これについて何か是非こういう問題を含めて進めるべきだとかというような御意見がありましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(略)

○渡辺美代子会員 ジャーナルとは違うことですが、会長が今回出された見解について意見を申し上げたいと思います。今回はこれを出していただいたおかげでとても活発な議論になり、私が会員になって初めてこんな活発な議論を聞いたと思い、結果的にすばらしい資料だったと思います。

しかしながら、これは非公開資料でもないもので、これから外に出ていく可能性があります。幾ら私見であれ会長の私見というものは学術会議のある程度会員の総意と捉えられてしまうというリスクがあるのではないのでしょうか。今日も皆さん、色々な意見がありましたので、そういう会員の意見を把握した上で見解を述べられるようにしていただけると、大変有り難いと思います。

今日の資料に関しては、見解ではなくて、例えば問題提起としていただいて、「研究者が行うことは許容されるべきか」というような書き方をしていただければ、皆さんすんなり受け入れられたし、この後、誤解されるリスクが少なくなったと思います。なので、これから会長の見解、私見であっても出されるときは会員の意見を把握してからにしてください。是非お考えいただくと有り難いと思います。

○大西会長 ありがとうございます。

弁解しちゃいけないんですが、その前の16ページのところにこれは学術の動向に書いたもので、そこでは問題提起風に書いたんですけれども、今日確におっしゃるようなことがあるので、配慮しなきゃいけなかったかと思いますが、少し議論を活発化するために一つの線を出した方が皆さんそれを巡って議論が出るんじゃないかということで、こういうものをして、ちょっとこれを今おっしゃるように直して、今日の正式な資料としては公表するようにいたします。しかし、カメラで撮ったりしているので、ちょっと気になるころはありますけれども、今おっしゃっていただいたので、ここは修正して公開するようにいたします。ありがとうございました。

それでは、今のちょっと前の学術誌問題について、これ第三部からも強い御主張があり

ましたので、相原部長とも相談して、第二部からも、あるいは第一部からも重要だという御指摘がありましたので、これも短期的な課題として取り組んでいくと。ただ、これについては先ほど申し上げましたように、既に見解といいますか提言だったと思いますが、出しています。かつそれを受けたシンポジウムも開催していますので、それらと重複しない格好、発展系で、かつこの分野は非常に変化の速度が速いということなので、最新の動きをカバーしながら的確な行動で次のステップですね。学术界がまとまればいいということだけではなくて、どうやったら海外の動きに呼応することができるのか、そういうことを含めた整理というのを行っていきたいと思います。

少しそれ以外のテーマについての議論の時間はありませんでしたが、重要なテーマについてはその二つでおおむねカバーできたのかなというふうに思います。ちょうど16時になりましたので、これで総会としては終了して、この後、先ほど申し上げましたように同友会の総会、それから、学術会議も主催する懇親会がありますので、是非御参加いただきますようお願いいたします。

(略)

〔散会（午後4時01分）〕

以上